

第2次八王子市 再犯防止推進計画

令和7～11年度
(2025～2029年度)

【素案】

令和6年(2024年)12月
八王子市

作成中

作成中

目次

表紙の絵画作品について

巻頭言

第1章	2
計画の概要	2
1 計画策定の趣旨等	3
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7
4 計画に基づく再犯防止施策の対象者	8
第2章	10
再犯防止を取り巻く状況	10
1 犯罪者処遇と支援の概要（刑事事件、少年事件の流れ）	11
2 犯罪等に関する統計データ	15
3 第1次計画の振り返り	25
第3章	26
基本方針	26
1 第2次計画の策定に向けた方向性	27
2 基本方針	27
3 重点課題	28
4 成果指標	29
第4章	32
施策の展開	32
1 犯罪をした者等が再び罪を犯さないために	33
2 犯罪の発生を未然に防止するために	58
3 連携体制及び広報・啓発活動の推進	62
第5章	68
計画の推進体制等	68
計画の推進体制	69
参考資料	70

【コラム目次】

八王子地区保護司会の現状	30
八王子市更生保護協力事業主会について	37
社会福祉士と司法の連携について	41
犯罪の現場と立ち直りの現場のこと	42
重層的支援体制整備事業について	46
にも包括（精神的障害者にも対応した地域包括ケアシステム）について	47
薬物問題においての一次・二次・三次予防～ダルクにできる事～	50, 51
“同じ目の高さで” 困難を抱える少年たちに寄り添い立ち直りを支える	54
「生きづらさを生きていくこと」への一助になることを願って	57
多摩少年院について	65
八王子市の社会を明るくする運動について	67

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「防犯は ひとりの目より 地域の目」をスローガンに、町会・自治会や商店会等、地域の皆様や警察と一体となって犯罪のないまちの実現に向けて取り組んできました。その結果、市内の刑法犯認知件数はピーク時（平成12年）の3割程度まで減少しましたが、検挙者数に占める再犯者数の比率（以下「再犯者率」という。）は約5割と高い状態が続いています。

犯罪をした者等の中には、住居や安定した仕事がない、薬物依存がある等、立ち直りに多くの困難を抱えている人が少なくありません。こうした生きづらさの課題に対応し、再犯を防止することで、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、誰もが安全で安心して生活できる社会の実現に繋がります。

平成28年（2016年）12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、再犯防止に関する施策を実施する責務が国だけでなく、地方公共団体の実情に応じた施策を策定し、実施するよう明記されました。また、都道府県及び市区町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されました。

これを受け、本市では令和3年（2021年）に八王子市再犯防止推進計画（以下、「市第1次計画」という。）を策定し、就労・住居の確保、保健医療・福祉的支援の促進、国等の関係機関・団体との連携強化等、再犯防止に向けた様々な取組を実施してきました。

再犯防止の取組は、一朝一夕に成果が出るものではなく、継続した取組が必要であるため、本市では、第2次八王子市再犯防止推進計画（以下、「本計画」という。）を策定し、引き続き、誰もが安全に安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。

(2) 国の動き

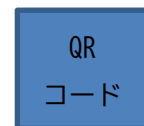
平成 29 年 12 月、国は新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するため、再犯の防止等に向けた取組が重要であるとの認識の下、第一次再犯防止推進計画（以下、「国 第一次計画」という。）を策定し、様々な取組みを行ってきました。令和 5 年 3 月には、国 第一次計画下の施策の取組状況や課題を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的とした第二次再犯防止推進計画（以下、「国 第二次計画」という。）が閣議決定されました。

国 第二次計画は、再犯防止推進法第 3 条の基本方針を踏襲するとともに、国 第一次計画の重点課題を踏まえつつ、7つの項目に整理しました。

【国 第二次計画での 7 つの重点課題】

- 就労・住居の確保等
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 学校等と連携した修学支援の実施等
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 民間協力者の活動の促進等
- 地域による包摂の推進
- 再犯防止に向けた基盤の整備等

国
第二次再犯防止推進計画
はこちら



(3) 東京都の動き

都は、令和元年に策定した「東京都再犯防止推進計画」（以下「都 第一次計画」という。）に基づいて、犯罪をした者等であって、都に居住する又は居住する見込みのある者等が、地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、区市町村、民間支援機関・団体等とも連携し、必要な取組を推進してきました。

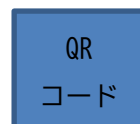
都 第一次計画に基づく取組の検証を踏まえた上で、都内の再犯防止に係る取組の更なる充実・深化を図り、都民が安全で安心して暮らせる社会づくりを行うため、「第二次東京都再犯防止推進計画」（以下「都 第二次計画」という。）を策定しました。

なお、都 第一次計画下における取組の状況や成果を検証し、都 第二次計画の策定に向け、6つの重点課題ごとに具体的な取組を記載しています。

【都 第二次計画での 6 つの重点課題】

- 就労・住居の確保等
- 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- 再犯防止のための連携体制の強化等

東京都
第二次再犯防止推進計画
についてはこちら



(4) SDGs との関係性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、目標の達成に向けて、それぞれの立場で主体的に行動することが求められます。

■ 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）



再犯防止の推進は、新たな被害者を生み出さない取組であるとともに、罪を償い社会の一員として再出発しようとする人を社会全体が認め、支えることで、社会復帰を促進する取組です。

本計画では、市の基本構想に掲げる基本理念と6つの都市像で示されているSDGsとの整合性を図っており、特に関係の深い目標は以下の8つです。

■ 本計画に関連するSDGs



2 計画の位置付け

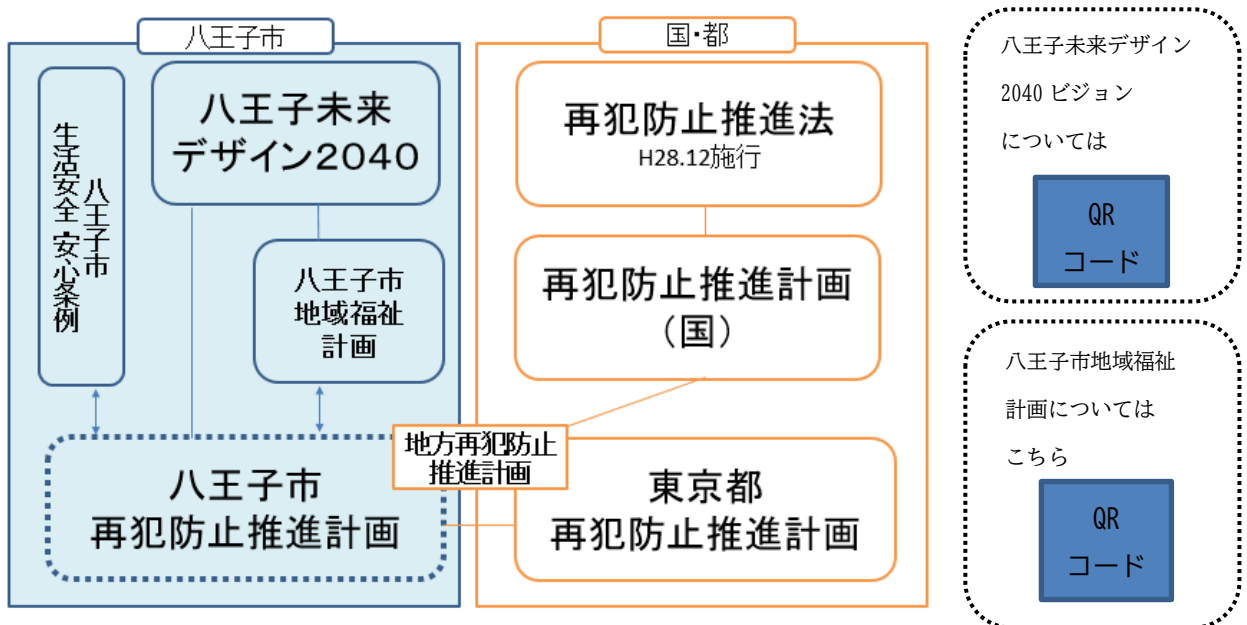
(1) 法律上の位置付け

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に基づく「地方再犯防止推進計画」です。

(2) 他計画との関連性

本計画は、本市の基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン 2040」第4編第2章「安全で安心な暮らしを守る体制・対策の強化」の個別計画であり、「八王子市生活の安全・安心に関する条例」に関連した計画です。

また、再犯防止の推進には、地域社会で孤立しないための切れ目のない支援が重要であることから、地域共生社会の実現を目指す「第4期八王子市地域福祉計画」と連携を図り、様々な取組の中で連携していきます。



【参考：再犯防止推進法】

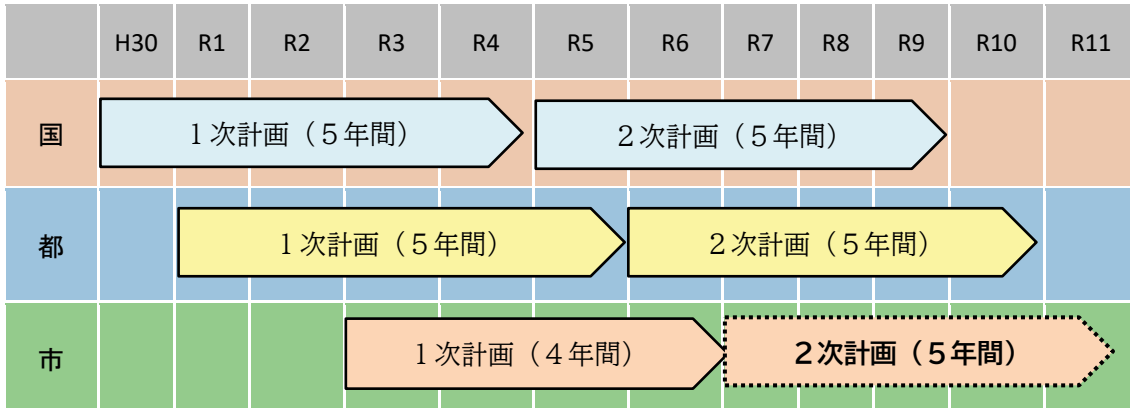
(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

3 計画の期間

本計画では、次回の改定を国、都計画の期間である5年に合わせられるよう、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画とします。



【参考：再犯防止推進法】

（再犯防止推進計画）

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも**五年ごと**に、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

4 計画に基づく再犯防止施策の対象者

本計画において、「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者のことをいいます。

なお、再犯防止推進法第2条第1項の「犯罪をした者等」の認定に当たっては、再犯防止推進法の成立時に「有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること」との附帯決議がなされていることに留意する必要があります。

また、「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が再び犯罪や非行をすることを防ぐことをいいます。

【参考：再犯防止推進法】

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

第2章

再犯防止を取り巻く状況

第2章 再犯防止を取り巻く状況

1 犯罪者処遇と支援の概要（刑事事件、少年事件の流れ）

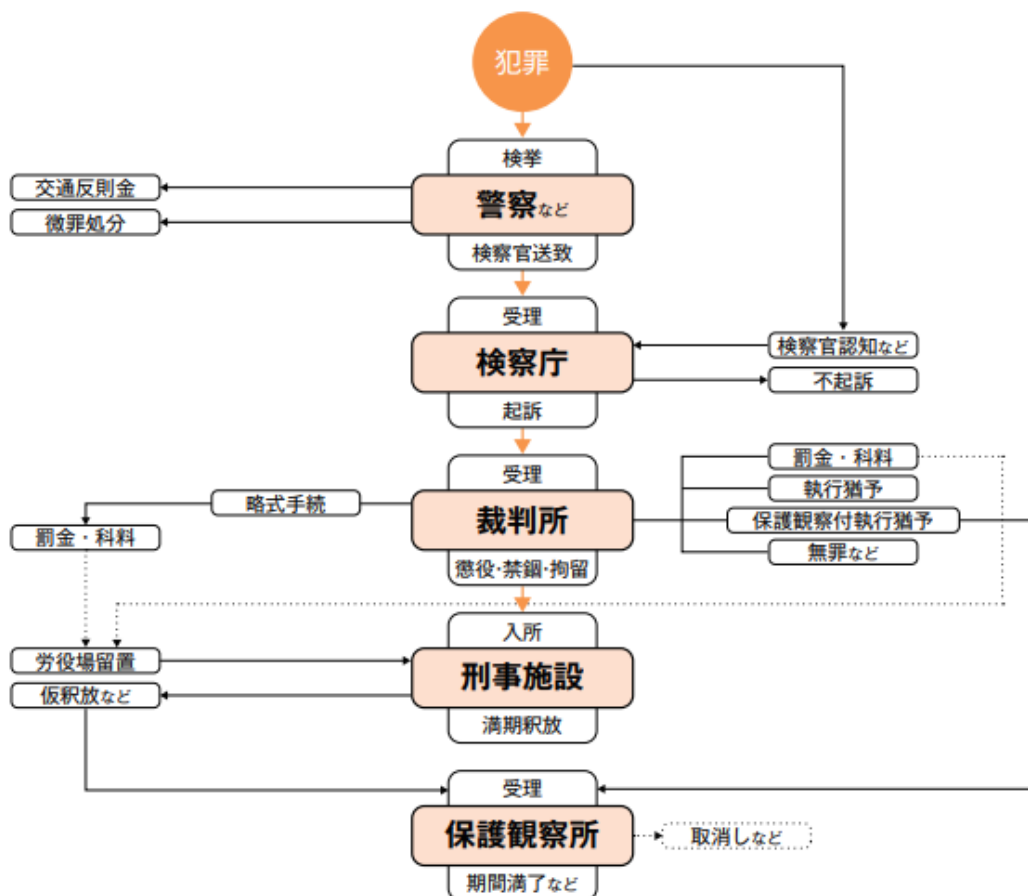
事件（犯罪）が発生した場合、警察などの捜査機関における捜査や取調べ、証拠内容を十分に検討した上で、検察庁において被疑者を起訴・不起訴にするかを決めます。起訴されたのは裁判が行われ、有罪の裁判が確定すると、刑の執行猶予の場合を除き、被告人は実刑となり、刑務所などの刑事施設に収容されて、刑を受けることとなります。

刑事施設では、施設内処遇として、再び犯罪を起こさないよう受刑者に見合った改善更生と、社会生活に適應する能力の育成が図られます。さらに、犯罪をした者等が地域社会の中で立ち直るため、保護観察官や保護司による指導監督・補導援護を行う仕組みとして、保護観察があり、社会内処遇と呼ばれます。

なお、被疑者が少年である場合は、少年法において特別の措置が定められています。少年は可塑性に富み、教育可能性が強いので非行のあった少年に対しては健全育成の目的から成人の刑事事件とは異なった取扱いがなされています。

犯罪をした者等の更生には、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護の民間団体などの幅広い連携が必要であるとともに、本人の強い意志や行政機関の働きかけだけでなく、地域社会の理解と協力が不可欠です。

(1) 成人による刑事事件の流れ



出典：東京都「令和5年度版非行少年・再犯防止支援ガイドブック」

■ 警察など

警察等が犯人を検挙して必要な捜査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。

■ 検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知し、告訴・告発を受けて捜査もします。

■ 裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、死刑、懲役、禁錮、罰金等の刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の懲役・禁錮等の場合などは、執行を猶予したり、その猶予の期間中、保護観察に付したりします。なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

■ 刑務施設

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。懲役、禁錮、拘留は、原則として刑務所等の刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。なお、罰金や科料を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

■ 保護観察所

受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け判決が確定した人も、猶予の期間中は保護観察に付されます。保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることとなります。

【刑法の改正】

■ 懲罰刑と禁錮刑が廃止され、拘禁刑に統一

令和4年6月13日に刑法等の一部を改正する法律が成立し、現行の刑法9条で定められている2種類の刑罰である「懲役」と「禁錮」を一本化し、「拘禁刑」が創設されます。現行法上、懲役は、一律に作業を行わせることとされていましたが、今回の改正により、作業義務に縛られることなく、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇が行われることで、出所後の社会復帰や再犯防止につながります。

■ 少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学等の専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。また、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という名称で地域社会における非行及び犯罪に関する各種の相談・助言、情報提供等も行っています。（こうした取組を「地域援助」と言います。）

■ 家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録等の調査の結果、審判に付する事由がない又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。なお、少年審判において、一定の重大事件で非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分が付する必要があると認める等の場合は、不処分の決定を行い、保護処分が付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致等の決定を行います。

■ 検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、懲役、又は禁錮に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

■ 少年院

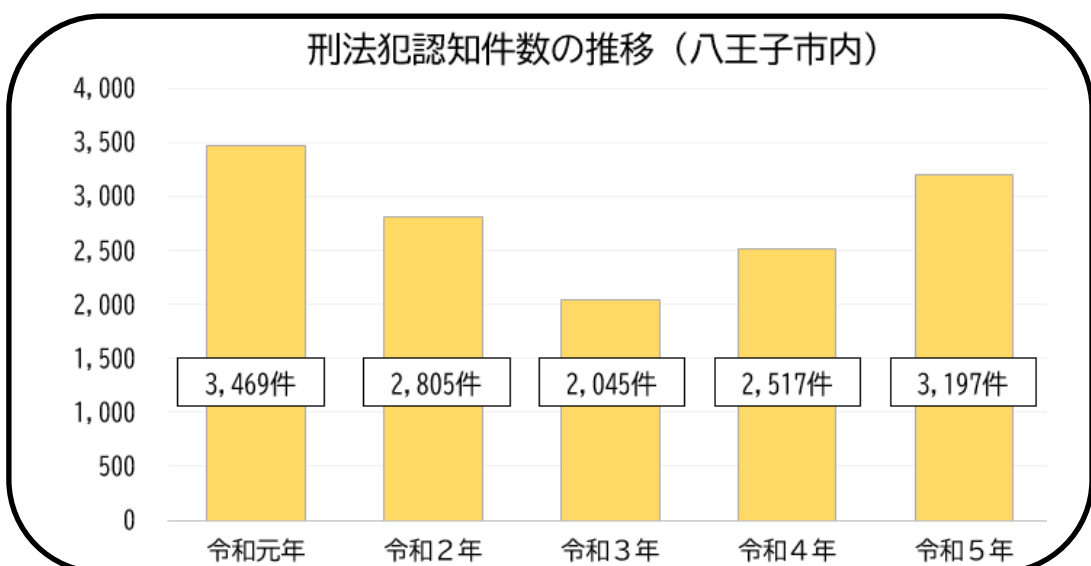
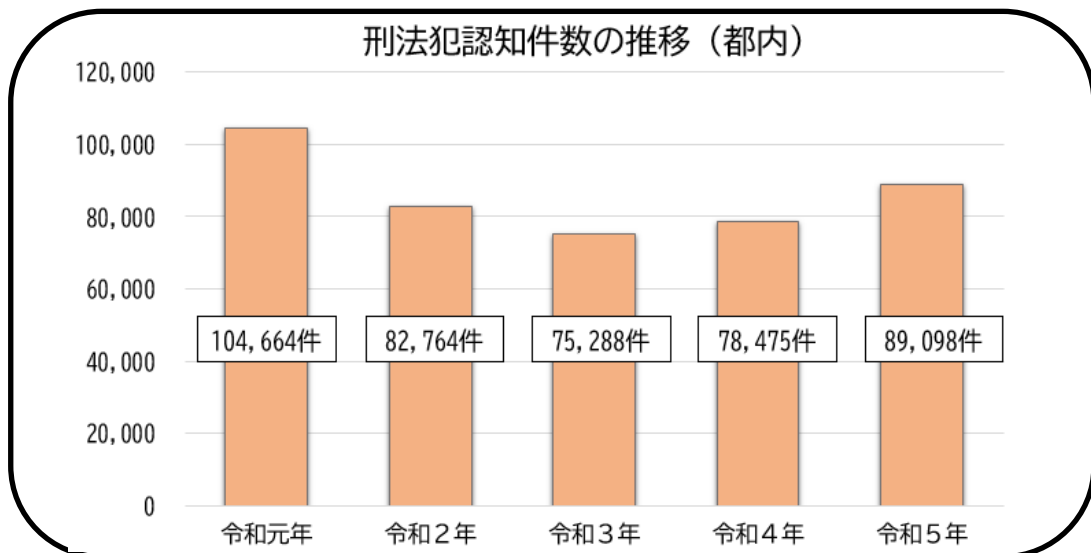
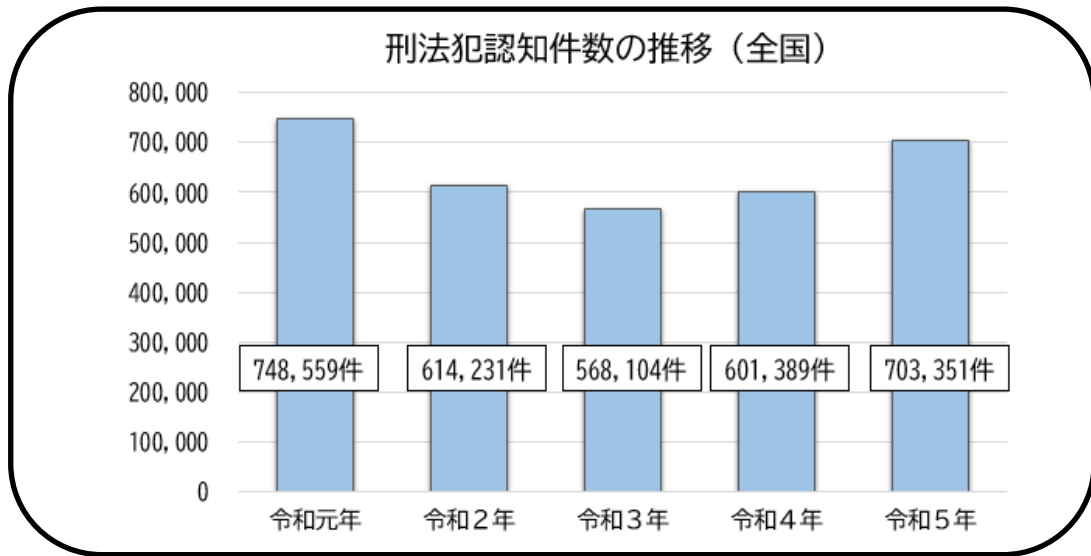
少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援等を受けながら更生への道を歩みます。

■ 保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合等においては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

2 犯罪等に関する統計データ

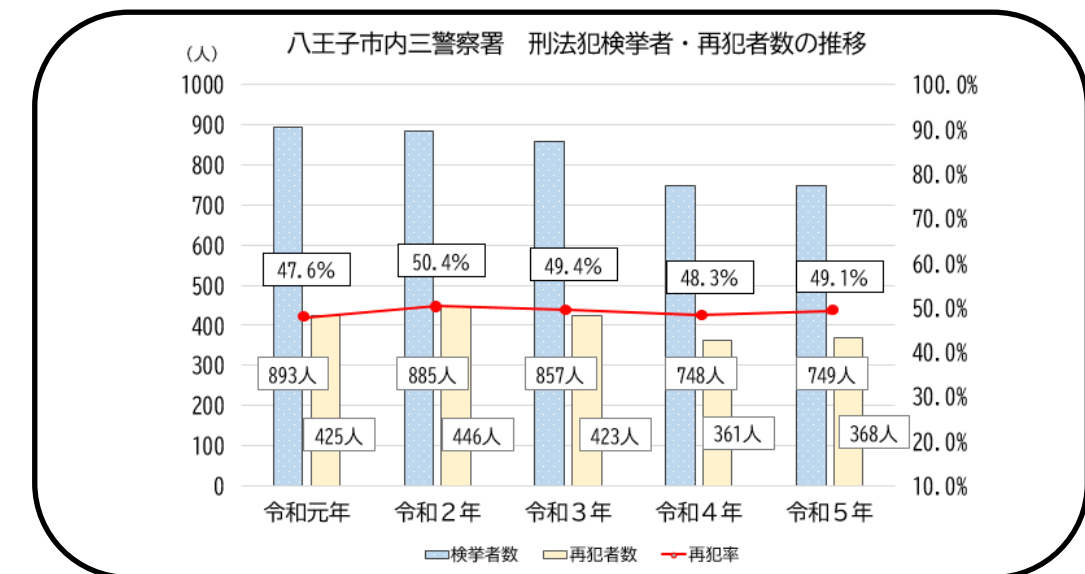
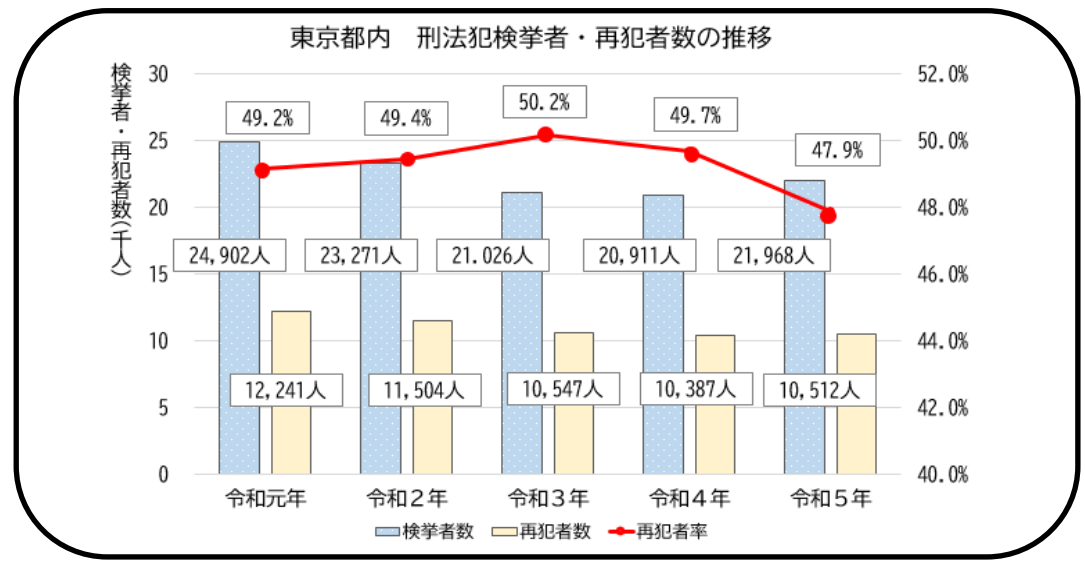
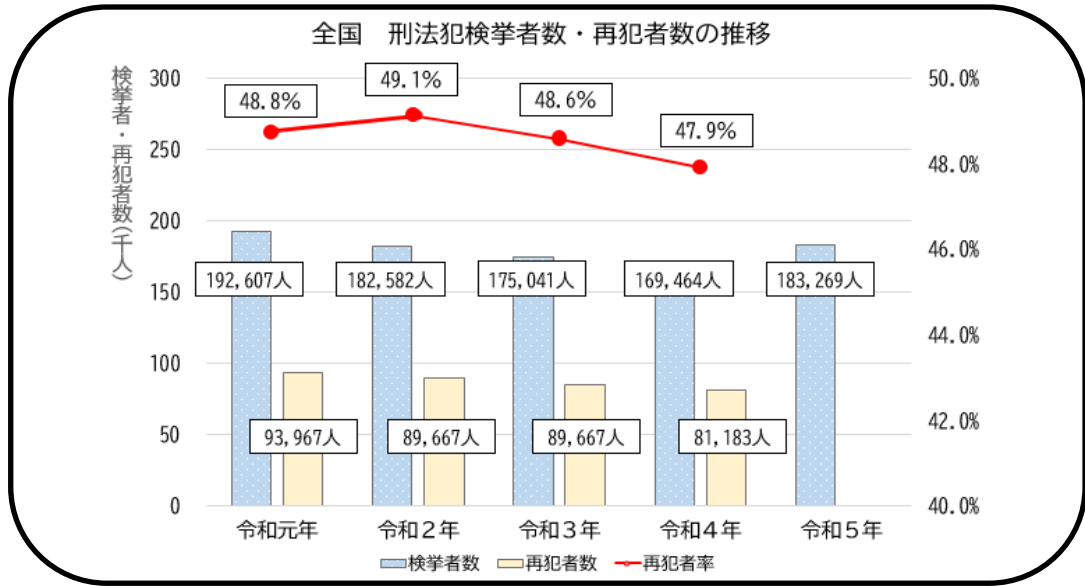
(1) 犯罪発生状況



○ 令和5年の刑法犯認知件数は、全国・東京都・八王子市ともに増加しています。

【統計データ 警視庁】

(2) 再犯の状況



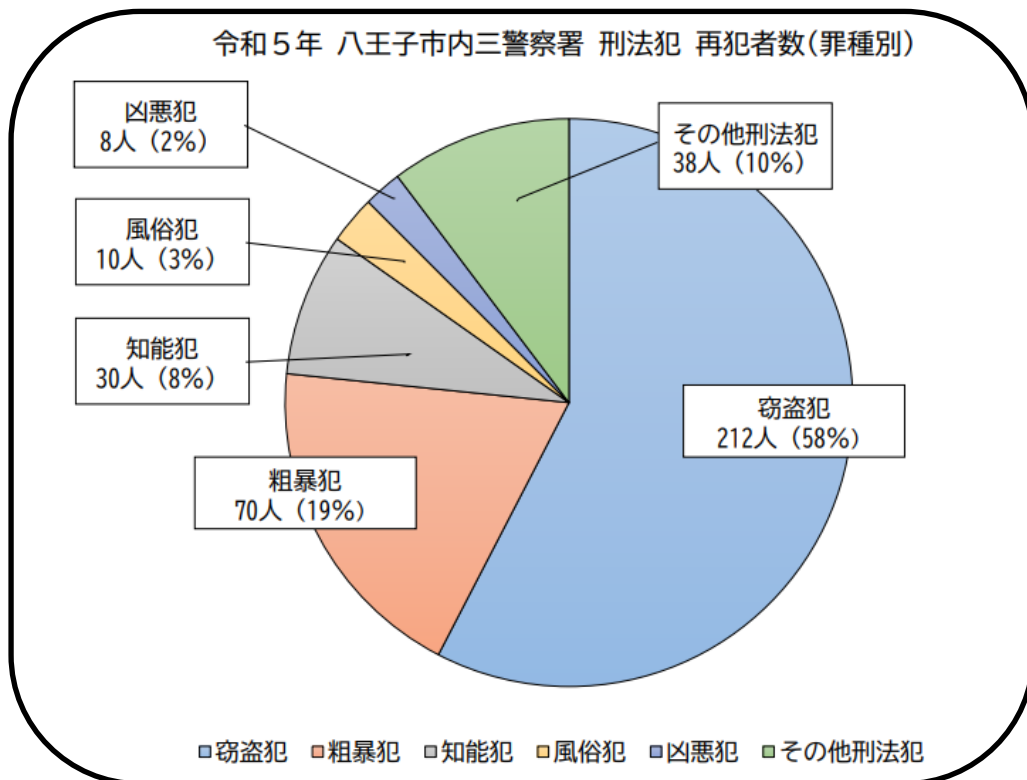
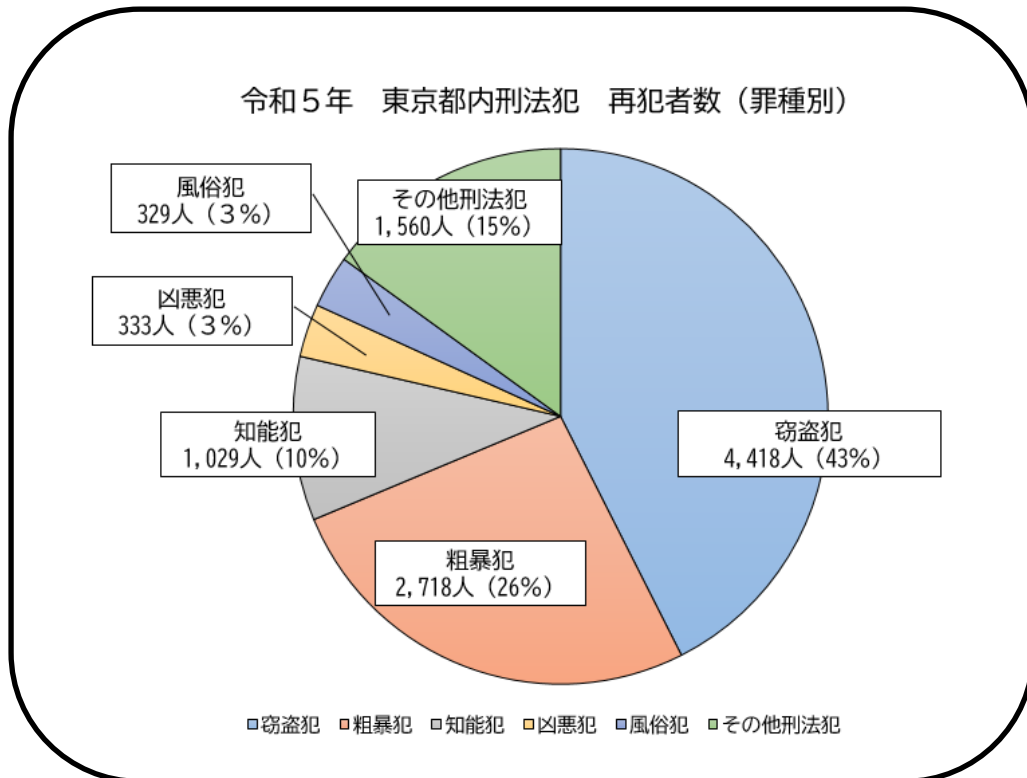
○ 令和5年は、前年と比べ、検挙者数・再犯者数が増加しています。

○ 再犯者率は、常に50%前後を推移しています。

※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

※ 令和5年の全国再犯者数は現在まで確認できず。 【統計データ 警視庁】

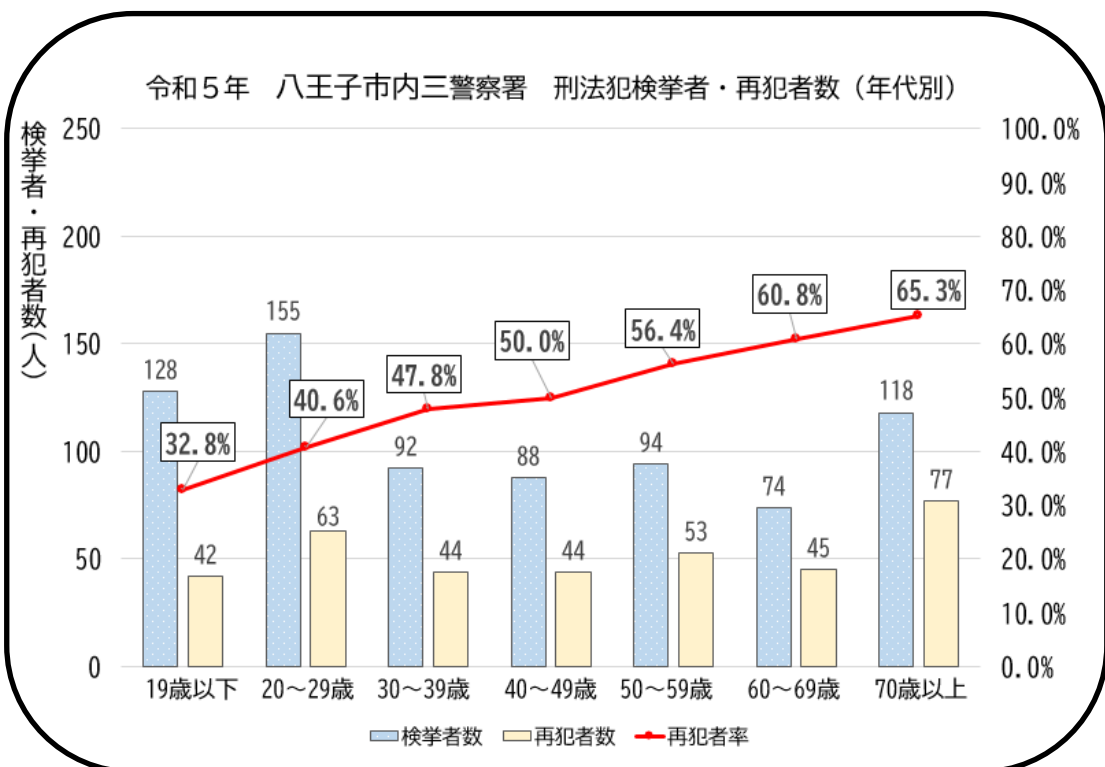
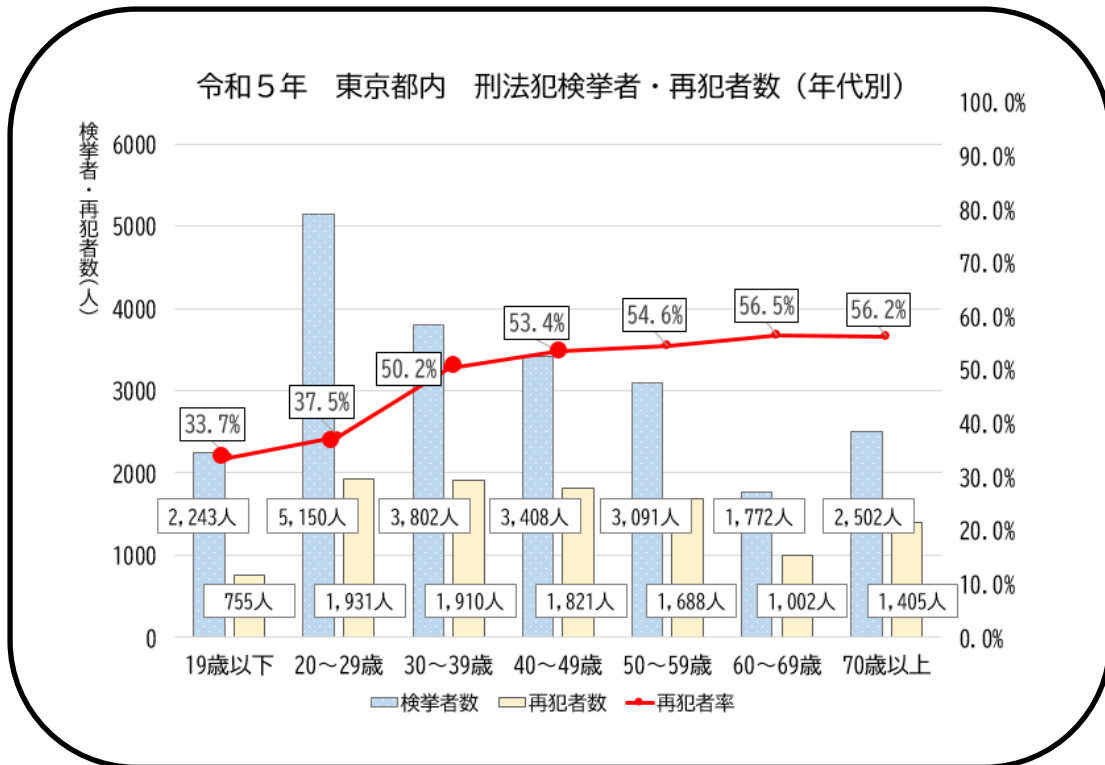
① 罪種別



- 罪種別の再犯者数は、東京都内・八王子市内三警察署ともに窃盗犯が最も多いです。
 - 八王子市内三警察署の窃盗犯再犯者数は、全体の半数以上を占め、東京都内で占める割合より多くなっています。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

【統計データ 警視庁】

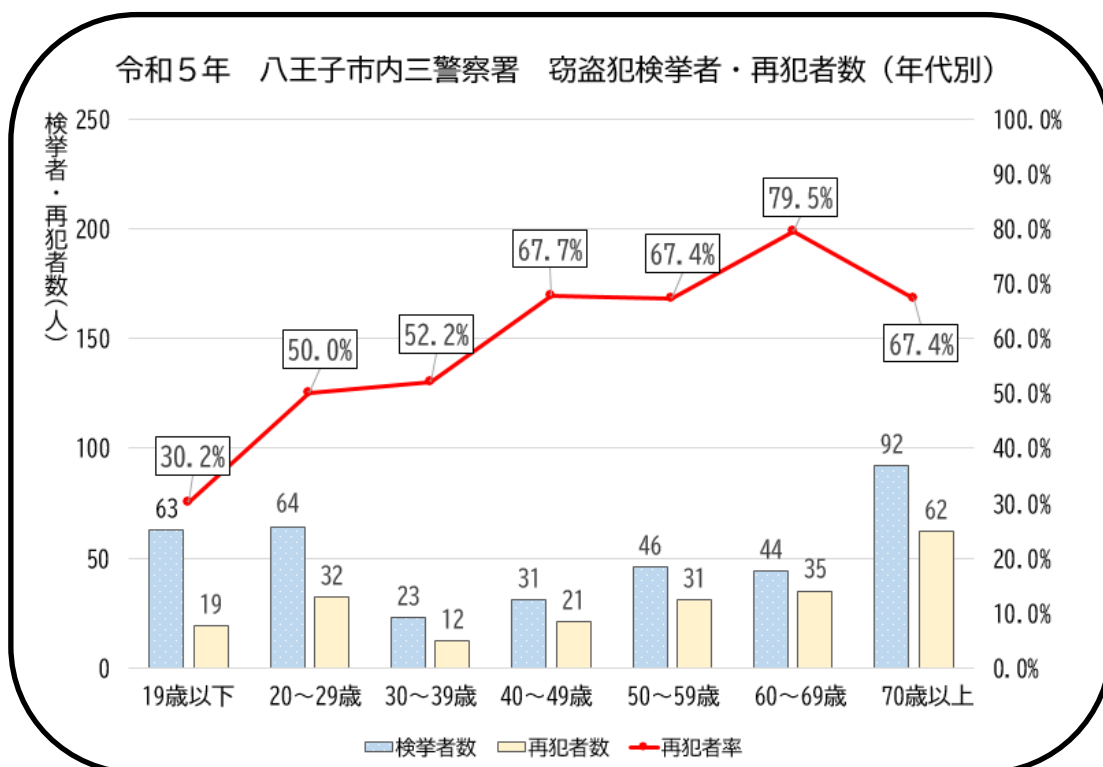
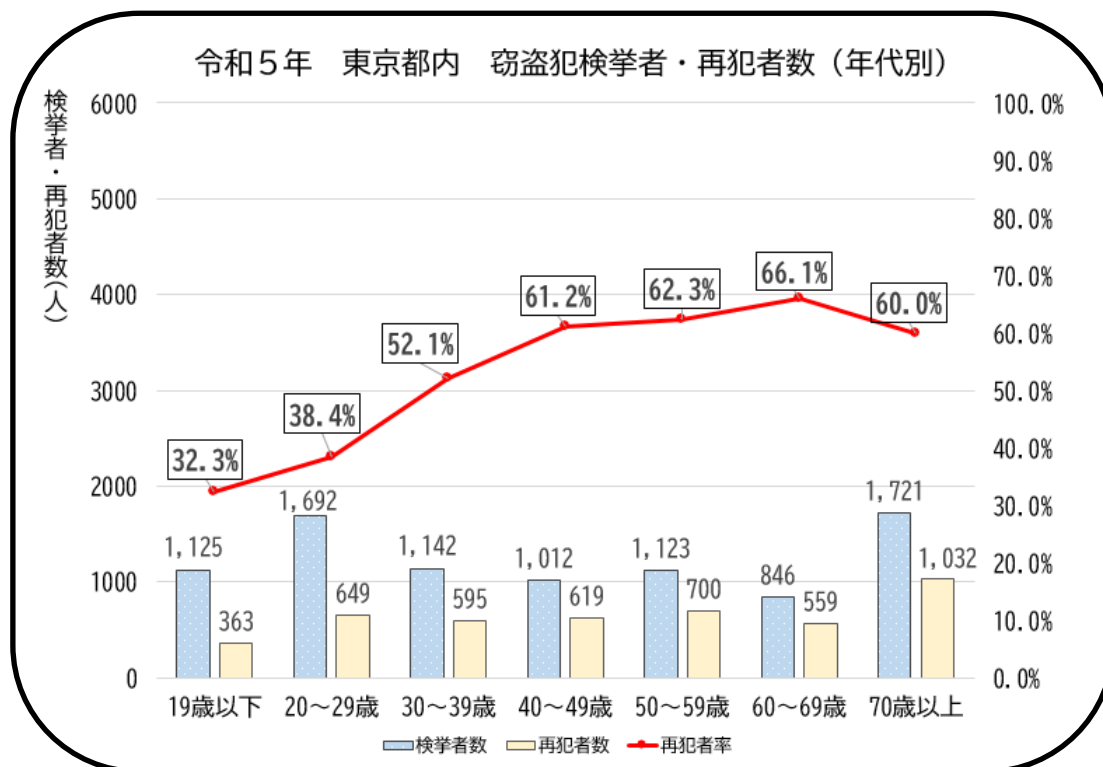
② 年代別（全刑法犯）



- 東京都内の検挙者数・再犯者数は、20歳代が最も多いです。
再犯者率は、70歳以上を除き、19歳以下から年齢を重ねるごとに増加しています。
 - 八王子市内三警察署では、検挙者数は20歳代、再犯者数は70歳以上が最も多いです。再犯者率は、年齢を重ねるごとに増加しています。
- ※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

【統計データ 警視庁】

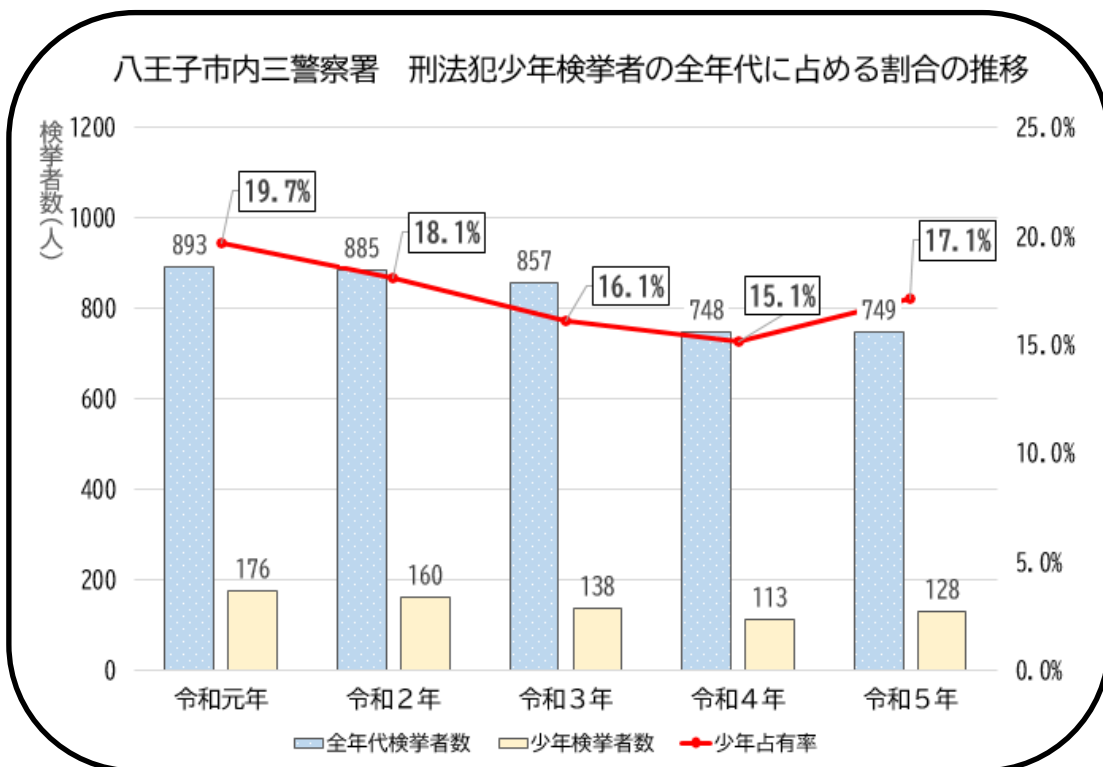
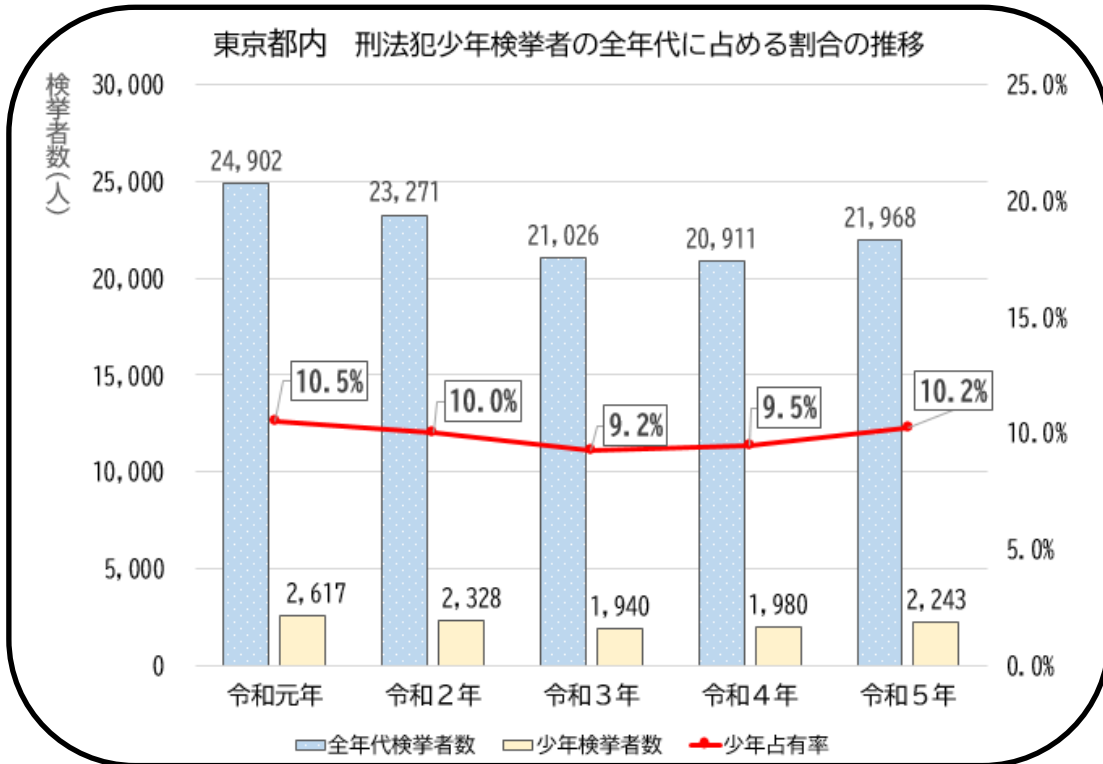
③ 年代別（窃盗犯）



- 東京都内では、窃盗犯の検挙者数は70歳以上、20歳代の順に多く、再犯者数では70歳以上が最も多いです。再犯者率は、60歳代が最も多いです。
- 八王子市内三警察署では、窃盗犯の検挙者数・再犯者数ともに70歳以上が最も多いです。
- 60歳以上の刑法犯再犯者のうち、窃盗犯再犯者は、約8割を占めています。

※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。【統計データ 警視庁】

④ 少年の占有率（検挙者数）

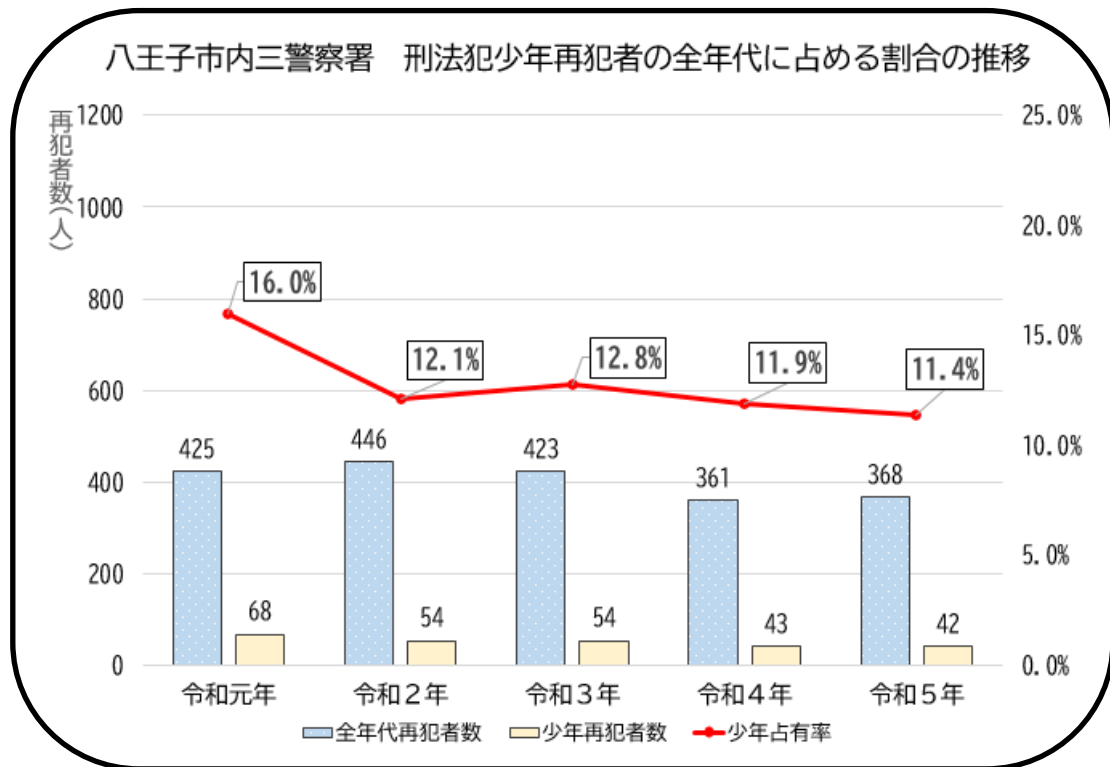
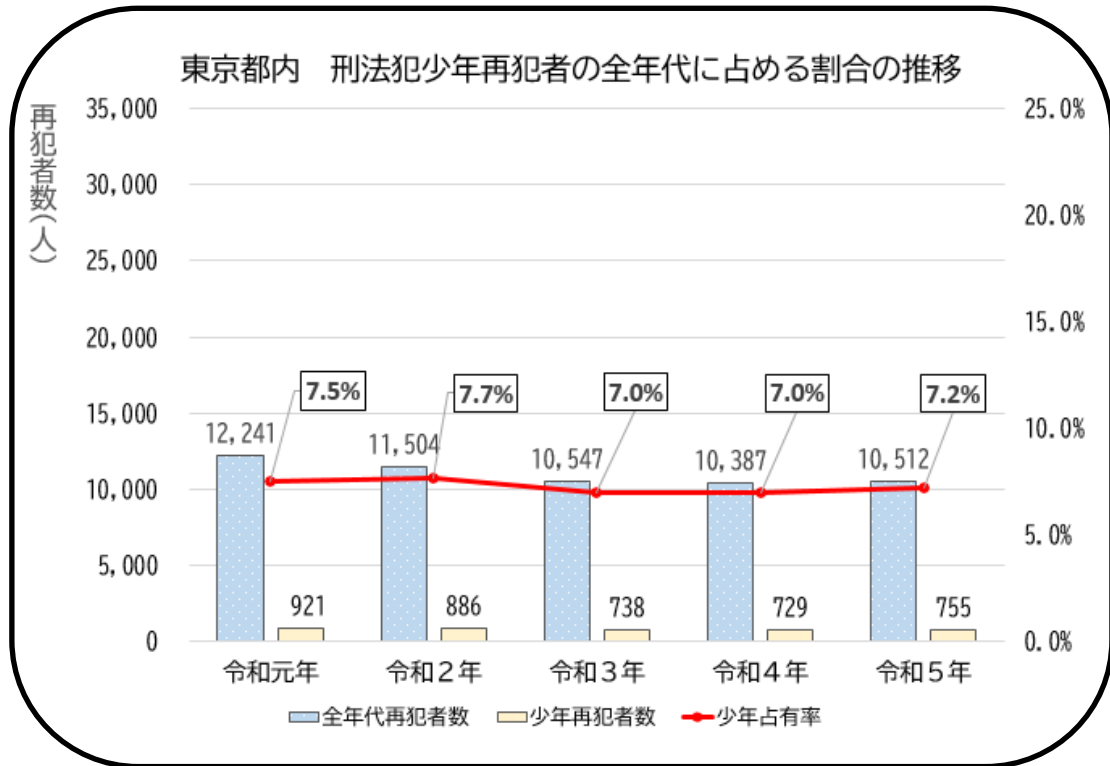


- 東京都内では、少年の検挙者数及び少年占有率は、前年より増加しています。
- 八王子市内三警察署でも少年の検挙者数・少年占有率は増加しており、東京都に比べ少年占有率は高いです。

※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

【統計データ 警視庁】

⑤ 少年の占有率（再犯者数）

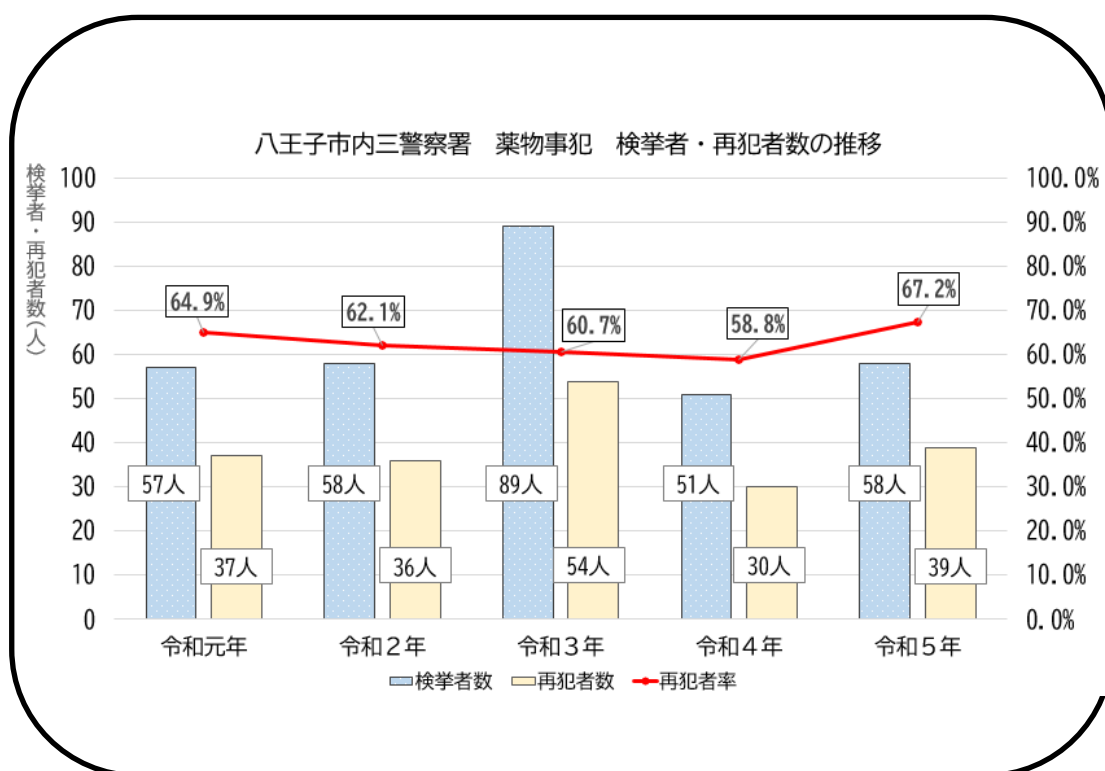
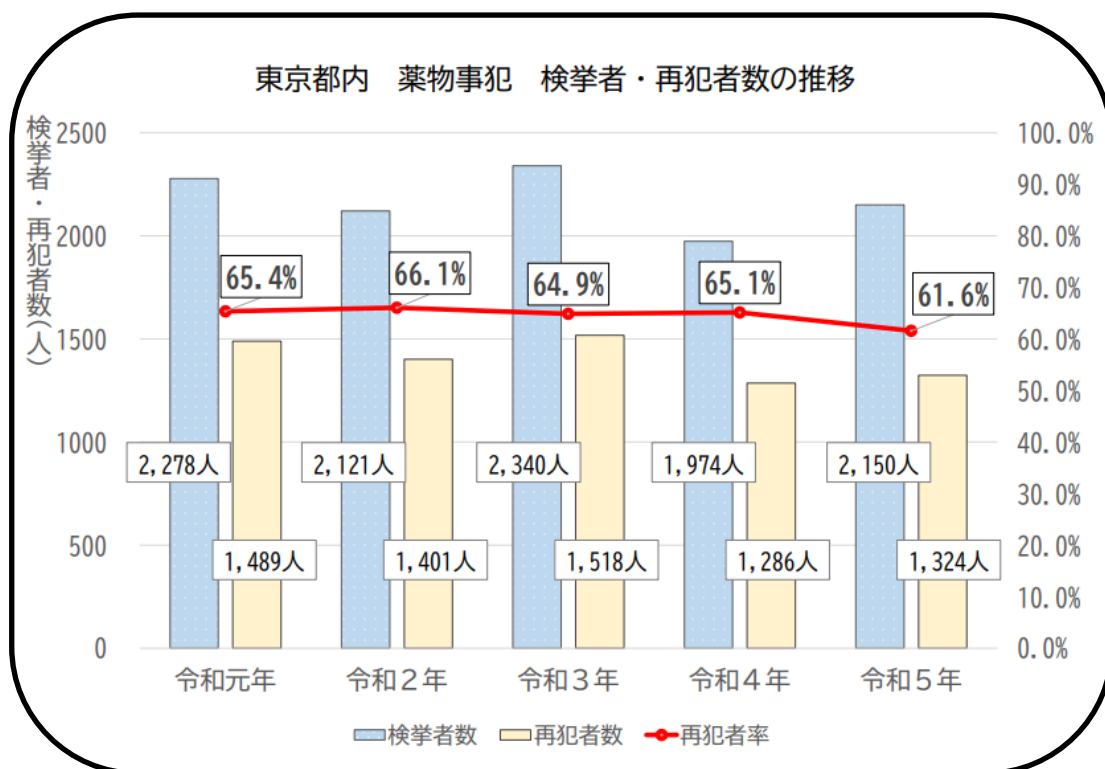


- 東京都内では、少年の再犯者数、少年占有率ともに前年より増加しています。
- 八王子市内三警察署では、少年の再犯者数、少年占有率ともに減少していますが、東京都内と比べると、占有率の比率は高くなっています。

※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

【統計データ 警視庁】

⑥ 薬物事犯



- 令和5年における東京都内の薬物事犯検挙者数・再犯者数は増加していますが、再犯者率は減少しています。
- 八王子市内三警察署では、薬物事犯検挙者数・再犯者数・再犯者率ともに増加しています。また、再犯者率は、東京都内よりも八王子市内三警察署の方が高い割合になっています。

※ 八王子市内三警察署のデータには、一部町田市内を含む。

【統計データ 警視庁】

<犯罪等に関する市民の認識>

令和6年度(2024年度)市政モニターアンケート結果及びLINE アンケート結果(抜粋)

●あなたは、八王子市が犯罪のない(少ない)安全で安心な暮らしやすいまちだと思いますか。

(選択は1つのみ)

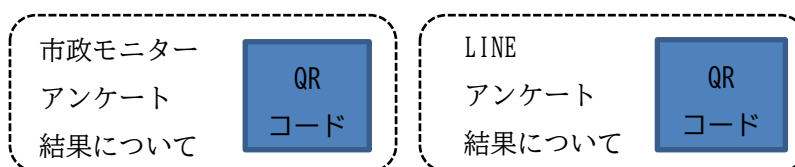
市政モニター LINE n=96 n=417	市政モニター 構成比	LINE アンケート 構成比
思う	9.4%	8%
どちらかといえば思う	59.4%	46%
どちらかといえば思わない	20.8%	25%
思わない	8.3%	12%
わからない	2.1%	9%

●あなたは、国が平成28年(2016年)に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、再犯防止の取組を推進していることを知っていますか。(選択は1つのみ)

市政モニター LINE n=96 n=417	市政モニター 構成比	LINE アンケート 構成比
具体的に知っている	0%	6%
「再犯防止」という言葉は聞いたことがあるが、取組内容は知らない	61.5%	53%
知らない	38.5%	41%

●あなたは、令和3年(2021年)4月に「八王子市再犯防止推進計画」を本市が策定したことを知っていますか。(選択は1つのみ)

市政モニター LINE n=96 n=417	市政モニター 構成比	LINE アンケート 構成比
具体的に知っている	0%	5%
聞いたことはあるが、内容は知らない	18.75%	19%
知らない	81.25%	76%



【参考】

○八王子市の刑法犯に関する現状

※検挙者数・再犯者数・再犯者率には一部町田市内を含む

作成中

3 第1次計画の振り返り

(1) 成果指標

「市内における再犯者率」を成果指標に、計画終期である令和6年（2024年）までに再犯者率を43.0%以下にすること、また、成果指標を補足する数値として「市内における再犯者数」を350人以下にすることを目標に取り組んできました。しかし、令和5年（2023年）は新型コロナウイルス感染症の収束後、人流が増加したことも影響し、再犯者率、再犯者数ともに増加傾向にあります。

八王子市内	R3	R4	R5（現状値）	R6（目標値）
再犯者率	49.4%	48.3%	49.1%	—
再犯者数	423人	361人	368人	—

(2) 主な取組

- 就労・住居の確保や高齢・障害のある者等への支援等、再犯防止推進に係る施策に取り組みました。
- 市内の矯正施設である多摩少年院と連携し、少年院の活動を紹介するパネル展示や市主催のイベントで再犯防止に向けた啓発を実施しました。
- 都と連携し、市職員の再犯防止への理解を深めるための職員研修会を実施しました。
- 計画を着実に推進していくために、市や国、民間協力者、公募市民等で構成される「八王子市再犯防止推進会議」を開催し、参加者間の情報共有や事例研究等、継続的に再犯防止に向けた意見交換を行いました。



多摩少年院と連携した啓発の様子



東京都主催 再犯防止研修の様子

(3) 主な課題

- 市 第1次計画を策定し、再犯者率、再犯者数ともに減少傾向だったが、令和5年（2023年）は増加に転じています。（P16 グラフ参照）
- 市民への意向調査によると、再犯防止の取組を推進していることを知っている市民の割合が低くなっています。（P23 参照）
- 再犯防止施策を深化・充実を図るには、国や都、民間協力者等を一層の連携が必要です。
- 犯罪をした者等が抱えている複合的な問題に対して、息の長い支援を提供するためには、社会福祉や医療保健など各分野との連携強化を一層図っていく必要があります。

第3章

基本方針

第3章 基本方針

1 第2次計画の策定に向けた方向性

本市では、市 第1次計画に基づき、住居や就業機会の確保など、犯罪をした者等であるか否かに関わらず、適切な支援を行ってきました。

しかし、犯罪をした者等の中には、高齢や障害、依存症など様々な生きづらさを抱えていることが少なくないため、再犯を防止するには、個々の特性に応じた支援を切れ目なく、継続的に実施していくことが重要です。

また、本人が社会復帰し、再出発をしようとするためには、生きづらさを抱えている人を地域社会で受け入れ、国や地方公共団体、民間協力者などが緊密に連携し、息の長い支援を行う必要があります。

地域社会での再犯防止施策の認知度が低い状況にある中、認知度を高めていくためには、効果的な広報・啓発活動を実施するとともに、新たな成果指標を設定し、市の取組を計画的に進めていくことが必要です。

本計画では、「新たな加害者も被害者も生まない、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現」に向けて、国等との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を推進していきます。

2 基本方針

本計画の策定に向けた方向性を踏まえ、また、国や東京都の第二次計画に掲げられている基本方針とも整合性を図り、市民の暮らしに近い基礎自治体として、次のとおり基本方針を定めます。

【基本方針】

- 1 犯罪をした者等が、地域社会において孤立することがないように、国・東京都・民間協力者等との緊密な連携協力による「息の長い支援」の実現を図ります。
- 2 犯罪をした者等の特性に応じた、切れ目のない必要な指導及び支援を実施します。
- 3 再犯防止に関する取組を分かりやすく効果的に広報し、市民の関心と理解を得ます。
- 4 犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえ、再犯防止施策に取り組みます。

3 重点課題

基本方針を踏まえ、次の重点課題に取り組みます。

(1) 犯罪をした者等が再び罪を犯さないために

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉的支援の促進
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援
- ④ 民間協力者等の活動の促進

(2) 犯罪の発生を未然に防止するために

- ① 安全で安心なまちづくりへの取組
- ② 豊かな心を育むための取組

(3) 連携体制及び広報・啓発活動の推進

- ① 国等の関係機関・団体との連携強化
- ② 広報・啓発活動の推進

【参考：国 第二次計画 7つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

【参考：都 第二次計画 6つの重点課題】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 非行の防止・学校と連携した修学支援等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等
- ⑥ 再犯防止のための連携体制の強化等

4 成果指標

本計画の目的の達成状況を確認するため、下表の成果指標とその目標値を設定します。

八王子市における再犯者数は、計画の目的である、再犯防止の達成状況を把握するものとして設定し、再犯者数の傾向から算出される計画最終年の推定値を下回ることを目標とします。

また、犯罪をした者等の立ち直りには市民の理解が欠かせないことから、再犯の防止に関する理解促進や普及啓発に関する取組の実施状況を評価する指標として、再犯防止の取組を理解している市民の割合を設定し、計画最終年度に 30%以上になることを目標とします。

■ 成果指標

成果指標	現状値 令和 5 年度 (2023 年度)	目標値 令和 11 年度 (2029 年度)	備考
八王子市内における再犯者数 (※)	368 人	300 人以下	出典：警視庁統計

※市 第 1 次計画では成果指標を「八王子市における再犯者率」としてきましたが、再犯者率は初犯者数の増減に左右されること、取組と結果の因果関係が分かりにくいことから評価が難しいため「八王子市内における再犯者数」に改めます。

■ 補助指標

補助指標	現状値 令和 6 年度 (2024 年度)	目標値 令和 11 年度 (2029 年度)	備考
再犯防止の取組を理解している市民の割合	6%	30%以上	出典：市政モニター、LINE アンケート

■ 指標目標に向けた取組

上記指標の目標達成に向けて、以下のとおり広報・啓発活動等を実施し、幅広い世代の市民が再犯防止の取組に関わる機会を増やしていきます。

(取組内容については第 4 章に掲載)

ジャンル	主な取組	内容	掲載ページ
情報発信	・国、都、民間協力者等と連携した情報発信	SNS やメディアを活用した情報発信	66
イベント	・社会を明るくする運動の推進 ・再犯防止に関する啓発活動の推進	他機関・団体とタイアップしたイベントの開催	56 66 67
講座	・警察署や多摩少年院等の職員による特別授業の開催 ・はちおうじ出前講座の開催	市内の小中学生や町会・自治会等、幅広い世代への講座の開催	49 53 59

作成中

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

1 犯罪をした者等が再び罪を犯さないために

犯罪をした者等が、立ち直り、自立した生活を営むため、就労・住居の確保や適切な保健医療・福祉的支援につなげます。

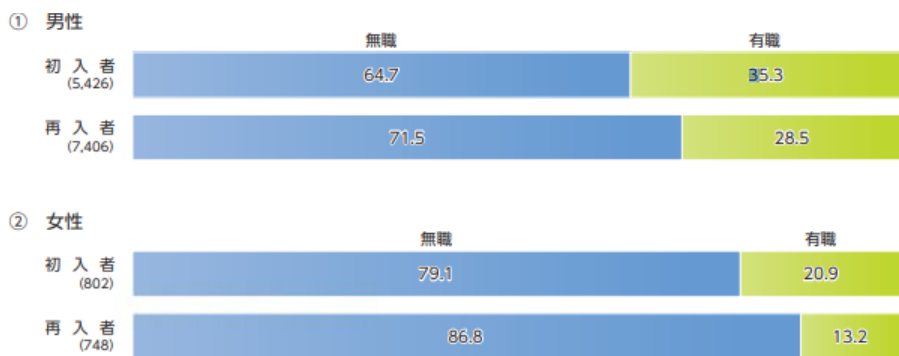
(1) 就労・住居の確保

① 就労の確保等

【現状】

- 国のデータによれば、刑務所に再び入所した者のうち、約7割が仕事につかない状態です。【グラフ1】
- 保護観察終了時に仕事に就いていない人の割合は約4割近くと少なくありません。【グラフ2】
- 実際に雇用された後も人間関係のトラブル等から離職してしまう等、不安定な就労が再犯の要因となっています。

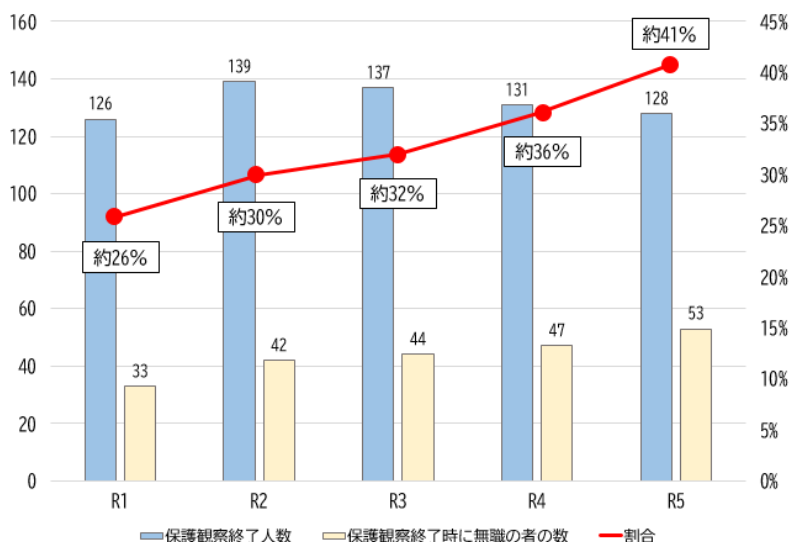
【グラフ1】入所受刑者の就労状況別構成比



- 注 1 法務省大臣官房司法法制部の資料による。
2 犯行時の就労状況による。
3 「無職」は、定収入のある無職者を含む。
4 学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く。
5 () 内は、実人員である。

出典：令和5年版犯罪白書

【グラフ2】保護観察終了時に無職である者の数(八王子地区統計)



出典：東京保護観察所

【課題】

- 前科等があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合が少なくありません。
- 社会人としてのマナーや対人関係の形成・維持のために必要な能力を身に付けていないことから、職場での人間関係を十分に構築できないことがあります。
- 自らの能力に応じた適切な職業選択ができないことにより、一旦就職しても離職してしまうことがあります。
- 協力雇用主であっても、雇用に結びついていない企業等が少なくありません。

【具体的な取組】

犯罪をした者等に利用可能な施策・制度を活用し、地域の関係機関・民間団体・民間協力者との連携による支援を受けられるようにするとともに、犯罪をした者等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上に向けた施策を検討するなど、就労の確保に向けた施策を実施します。

生活困窮者自立支援制度による「キャリア相談」「ジョブトレーニング」	
就職したいが就労に結びつかない者を対象とした「キャリア相談」「ジョブトレーニング」「求人開拓」等の支援を通じて、就労に結びつけるとともに、「就労定着支援」を行います。	生活自立支援課
若者自立就労支援（八王子若者サポートステーション）	
就労の意思はあるが、就労に結びつかない若者を支援するため、きめ細かな個別指導のもと、職場体験等の就労訓練を行います。	青少年若者課
障害者就労支援事業	
障害者の生活の向上及び就労機会の拡大を目指すため、身近な地域において就労・生活の支援を一体的に提供する仕組みを構築し、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。	障害者福祉課
シルバー人材センター運営費補助金	
高齢者の生きがいづくりを目的とした就労機会を提供する公益社団法人八王子市シルバー人材センターの運営支援・指導等を行うことで、高齢者の社会参加を推進します。	高齢者いきいき課

介護助手（介護サポーターHACHIOJI）おしごと相談会	
市内の介護事業所が短時間勤務を希望する高齢者や子育て中の人などを、「介護サポーターHACHIOJI」として介護助手を雇用します。	高齢者いきいき課

高齢者就労支援ハンドブック	
働いている高齢者のインタビュー・就労プランや、待遇の目安等を示す「みんなのおしごと応援ハンドブック」を配布し、高齢者の多様な働き方を支援します。	高齢者いきいき課

就業等に向けた関係機関との連携	
ハローワーク八王子や東京しごと財団との共催事業により、年数回の合同相談会や公共職業訓練等を実施し、就業困難な方の就職活動を支援しています。今後も関係機関と情報共有しながら連携を深め、支援を必要とする方に向けた情報提供や、より効果的な相談会やカウンセリング等、機会の充実を図ります。	産業振興推進課

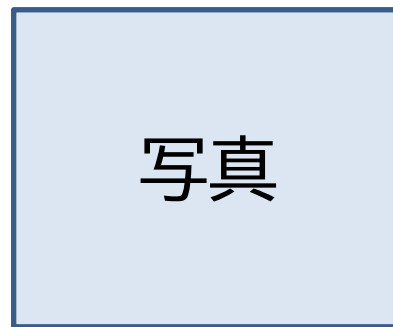
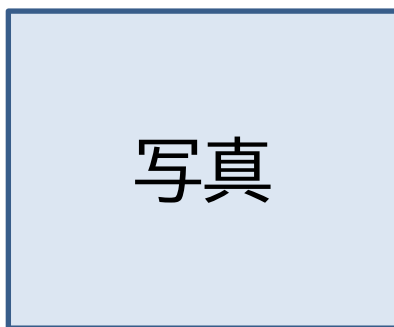
総合評価方式の入札における協力雇用主等の登録に対する技術評価点への加点	
国の関係機関や協力雇用主（八王子市更生保護協力事業主会を含む）と連携し、犯罪をした者等を雇用する企業に対する八王子市の入札において評価するなど、協力雇用主の開拓及び社会的評価の向上に向けた施策を検討します。	契約課 防犯課

【充実】民間協力者等との連携強化	
犯罪をした者等のうち、支援を必要とする者が、円滑に行政サービスを受けられるよう、八王子地区保護司会や八王子地区更生保護女性会、八王子市更生保護協力事業主会などの民間協力者との連携を強化します。	防犯課 関連所管

矯正施設との連携強化	
矯正施設を出所して市内に居住しようとする者が、円滑に各種行政サービスを受けられるよう、矯正施設との連携を図ります。	防犯課 関連所管

更生保護施設との連携強化	
更生保護施設に入所する者のうち、支援を必要とする者が、円滑に行政サービスを受けられることができるよう、市内更生保護施設（自愛会・紫翠苑）との連携を強化します。	防犯課 関連所管

支援ネットワークの構築	
八王子市関連所管や国等の関連機関・民間協力者等で構成される支援ネットワークの構築について検討します。	防犯課 関連所管



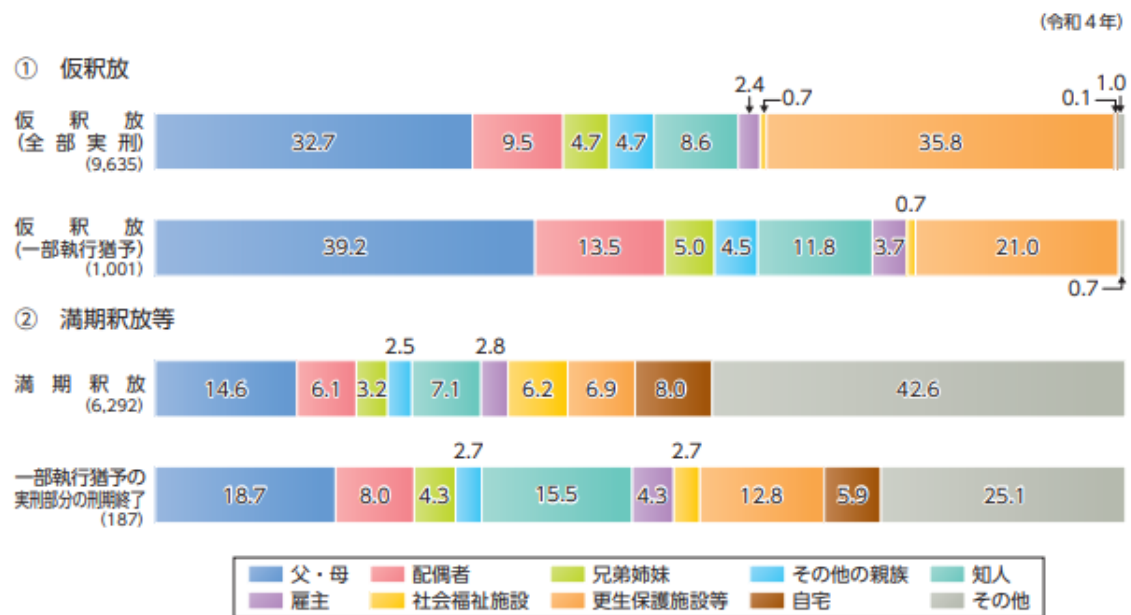
作成中

② 住居の確保等

【現状】

- 国のデータによると、刑務所満期釈放者のうち、約4割が適当な住居が確保されな
いまま刑務所を出所していることや、これらの者が再犯に至るまでの期間が、出所
後の住居が確保されている者と比較して短くなっていることが明らかになっていま
す。【グラフ3】
- 更生保護施設は、宿泊提供支援だけでなく、薬物依存者・その他の処遇困難者に対
する処遇及び地域生活への移行支援が求められるなど、その役割が急激に拡大して
います。
- 一時的な居場所である更生保護施設や自立準備ホームを退所後、地域に生活基盤を
確保する必要があります。しかし、身元保証人を得ることが困難、家賃滞納歴があ
るなど、民間家賃保証会社が利用できないことから、適切な定住先を確保できない
ことで、再犯等に至る者が存在します。

【グラフ3】満期釈放者の帰住先構成比(全国)



- 注 1 矯正統計年報による。
 2 「帰住先」は、刑事施設出所後に住む場所である。
 3 「配偶者」は、内縁関係にある者を含む。
 4 「更生保護施設等」は、更生保護施設、就業支援センター、自立更生促進センター及び自立準備ホーム（NPO法人などで、「自立準備ホーム」の指定を受けた場合も含む。）である。
 5 「自宅」は、帰住先が父・母、配偶者等以外で、かつ、自宅に帰住する場合である。
 6 「その他」は、帰住先が不明、暴力団関係者、刑終了後引き続き被告人として勾留、出入国在留管理庁への身柄引渡し等である。
 7 ()内は、実人員である。

出典: 令和5年版犯罪白書

【課題】

矯正施設や更生保護施設を退所後に、生活に困窮していて住居を持っていないことが再犯リスクを高める要因となっているため、犯罪をした者等が、社会で自立した生活を送るには、住居の確保に向けた取組が必要です。

【具体的な取組】

支援を必要とする者が、円滑に行政サービスを受けられるよう、制度の周知を図るとともに地域の関係機関・民間団体・民間協力者と連携し、住居の確保に向けた施策を実施します。

市営住宅への入居支援	
高齢者・障害者・ひとり親世帯の入居を促進するため、入居者の決定にあたり、当選の確率を高める優遇抽せんとして、住宅困窮度を点数化して入居者を決定するポイント方式では加点を、それぞれ実施します。(単身者は除く)	住宅政策課
家賃補助対象住宅への入居支援	
賃貸人に対し住宅の家賃等の一部を補助し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居を支援します。	住宅政策課
居住支援協議会による住宅確保要配慮者への入居支援	
住まい探しに困っている低所得者・高齢者・障害者・子どもを育成する家庭などの入居の相談に応じる不動産店である「居住支援協力店」を活用し、入居を支援します。	住宅政策課
都営住宅の入居案内	
住宅に困窮する低所得者で一定の要件を満たす者に対し、低廉な家賃で東京都が賃貸する都営住宅に関して、募集案内の配布等を行います。	住宅政策課
シルバーピア事業	
65歳以上の単身及び二人世帯の高齢者が、住み慣れた地域社会の中で安定した生活を続けられるように配慮して建築されたシルバーピア(高齢者集合住宅)にワーデン(生活協力員)及びL S A(生活援助員)を居住させ、入居者が安心して暮らしていけるように日常生活の援助を行います。	高齢者いきいき課
【充実】民間協力者等との連携強化	
再掲 35 ページ参照	防犯課 関連所管

矯正施設との連携強化	
再掲 35 ページ参照	防犯課 関連所管

更生保護施設との連携強化	
再掲 36 ページ参照	防犯課 関連所管

支援ネットワークの構築	
再掲 36 ページ参照	防犯課 関連所管



作成中

作成中

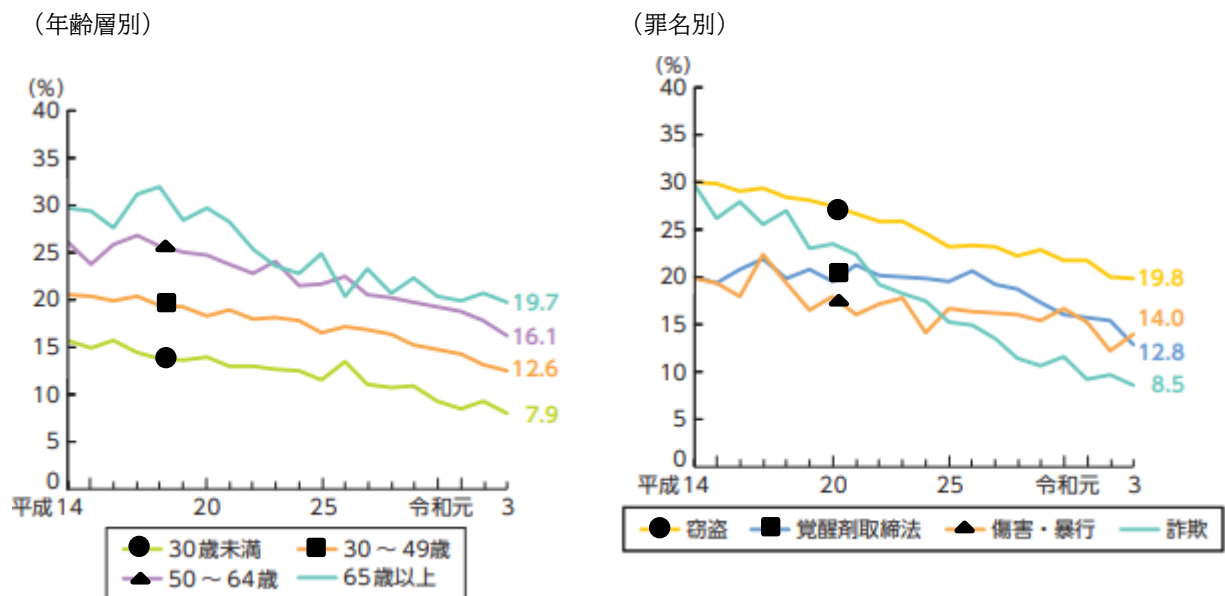
(2) 保健医療・福祉的支援の促進

① 高齢者または障害者等への支援

【現状】

- 令和5年版犯罪白書では、高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高くなっています。【グラフ4】
- 東京都内・八王子市内三警察署ともに、70歳以上の全刑法犯再犯者のうち、窃盗犯再犯者に占める割合は、約75%に及んでいます。
- 国のデータでは、令和4年の精神障害者等の刑法犯検挙者数は、全検挙者の0.8%となっています。【グラフ5】

【グラフ4】入所受刑者の就労状況別構成比



出典: 令和5年版犯罪白書

【グラフ5】精神障害者等による刑法犯 検挙人員(罪種別)

(令和4年)

区分	総数	殺人	強盗	放火	強制性交等・強制わいせつ	傷害・暴行	脅迫	窃盗	詐欺	その他
検挙人員総数 (A)	169,409	785	1,322	532	4,406	41,496	2,993	79,234	10,507	28,134
精神障害者等 (B)	1,344	49	16	67	33	446	76	251	26	380
精神障害者	1,039	29	13	55	25	350	67	180	20	300
精神障害の疑いのある者	305	20	3	12	8	96	9	71	6	80
B/A (%)	0.8	6.2	1.2	12.6	0.7	1.1	2.5	0.3	0.2	1.4

- 注 1 警察庁の統計による。
 2 「精神障害者等」は、「精神障害者」（統合失調症、精神作用物質による急性中毒若しくはその依存症、知的障害、精神病質又はその他の精神疾患を有する者をいい、精神保健指定医の診断により医療及び保護の対象となる者に限る。）及び「精神障害の疑いのある者」（精神保健福祉法23条の規定による都道府県知事への通報の対象となる者のうち、精神障害者以外の者）をいう。

出典: 令和5年版犯罪白書

【課題】

- 高齢者や知的障害、精神障害のある者等、福祉的ニーズを抱える者をよりの確に把握していく必要があります。
- 福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないことを理由に支援が実施できない場合があります。
- 支援充実に向け、刑事司法関係機関と地域の保健医療・福祉関係機関等の更なる連携の強化が必要です。

【具体的な取組】

犯罪をした者等のうち、高齢者・障害者・生活困窮者等が、適切かつ円滑に保健医療・福祉的支援を受けることができるよう、地域の関係機関・民間団体・民間協力者と連携して立ち直りに必要な支援を行います。

また、高齢者の再犯について、高齢者が地域で豊かな心を持ち暮らしていけるよう、活動の場を提供します。

【充実】重層的支援体制整備事業	
複雑化・複合した生活課題に対し、分野横断的に支援する体制づくりを図ります。(はちまるサポートの運営、多機関協働、社会参加支援など)	福祉政策課
高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）における相談体制	
高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）において、高齢者やその家族の地域の身近な相談窓口として、介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に支えます。	高齢者福祉課
高齢者活動コーディネートセンター運営	
八王子市高齢者活動コーディネートセンター（八王子センター元気）において、特技・技術を持つ人やボランティア活動に興味のある人に登録してもらい、活動の場を提供していきます。	高齢者いきいき課
ふれあい・いきいきサロン活動支援	
高齢者が地域で気軽に集まれる交流の場・仲間づくりの場として、高齢者サロンの活動を支援します。	高齢者いきいき課

障害福祉サービスの利用計画作成	
障害のある人が、障害福祉サービスを利用したい時に、サービスを利用するための計画（サービス等利用計画・障害児支援利用計画）を作成します。サービス開始後は、定期的にサービスの利用状況を確認（モニタリング）し、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行います。	障害者福祉課

身体障害者相談員、知的障害者相談員	
身体障害者の更生援護に関する相談・指導・助言を行います。また、知的障害者相談員が知的障害者の家庭における養育や生活等に関する相談・指導・助言を行います。	障害者福祉課

心の健康相談	
保健師や専門医による、こころの健康相談を実施します。	保健対策課

【充実】にも包括（精神障害にも対応した地域包括ケアシステム）	
「にも包括」の構築をめざす一環として、依存症に関する講演会の開催や相談事業の強化を行います。また、個別相談の中で家族会や自助グループ、専門相談窓口の案内も行います。	保健対策課

生活困窮者自立支援制度による支援	
生活困窮者自立支援制度により、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者への早期支援を包括的・継続的に行い、その生活の自立を図ります。	生活自立支援課

生活保護制度に基づく自立支援	
生活保護制度により、最低限度の生活を保障し、その自立を支援します。	生活福祉地区第一課 生活福祉地区第二課



作成中

コラム にも包括（精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム）について

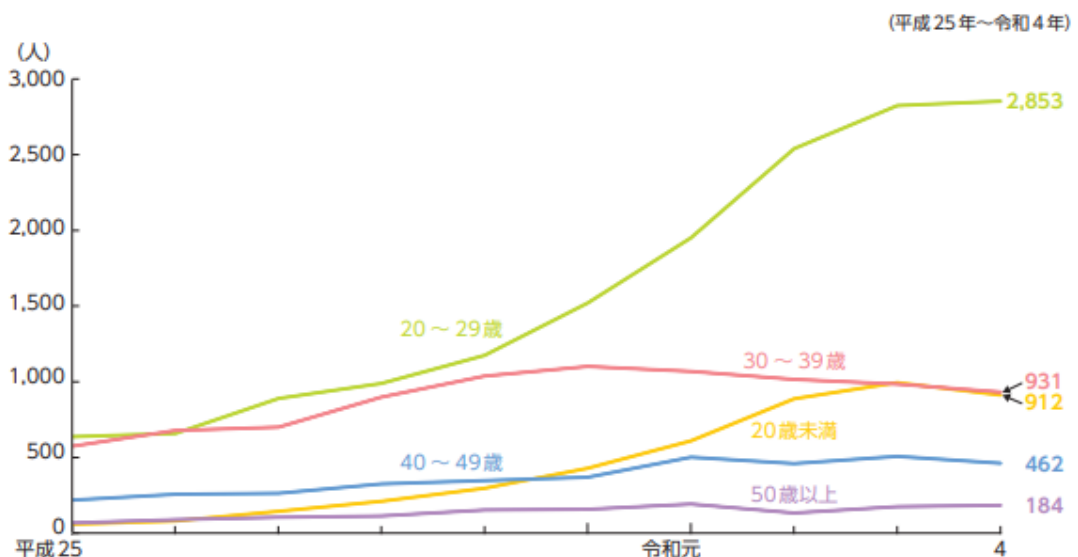
作成中

② 薬物依存の問題を抱える者への支援

【現状】

- 覚醒剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、平成27年出所者が19.2%であったところ、令和2年出所者は15.5%まで減少するなど、矯正施設等による改善更生に向けた指導、支援の成果が上がっています。
- 薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等で治療・支援を受けた者の割合は低調に推移しています。
- 大麻事犯の検挙人員の約7割を30歳未満の者が占めるなど、若年者を中心とした大麻の乱用が拡大しています。【グラフ6】

【グラフ6】大麻取締法違反等 検挙人員の推移(罪名別)



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
2 犯行時の年齢による。
3 大麻に係る麻薬特例法違反の検挙人員を含み、警察が検挙した人員に限る。
4 大麻キッドに係る検挙人員を含む。

出典:令和5年版犯罪白書

【課題】

- 薬物事犯者は、犯罪をした者であると同時に、薬物依存症の患者である場合もあるため、再犯を防止するためには、薬物依存の問題を抱える者等への相談支援や治療等に携わる人材・機関の更なる充実を図るとともに、刑事司法関係機関、地域社会の保健医療機関、民間団体等の各関係機関が“息の長い”支援を実施できるよう、連携体制を更に強化していく必要があります。
- 増加する大麻事犯者の再犯の防止等に向けた取組を迅速に進めていく必要があります。

【具体的な取組】

犯罪をした者等のうち、薬物依存者等が適切かつ円滑に保健医療・福祉的支援を受けることができるよう、地域の関係機関・民間団体・民間協力者と連携して立ち直りに必要な支援を行います。

また、大麻使用を未然に防止するため、小中学校などで薬物に関する正しい知識を習得できる機会を作ります。

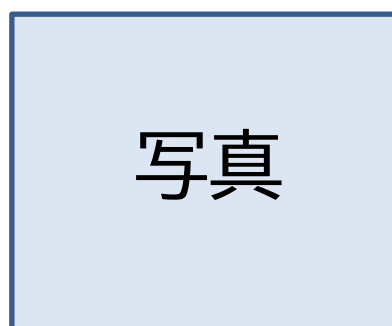
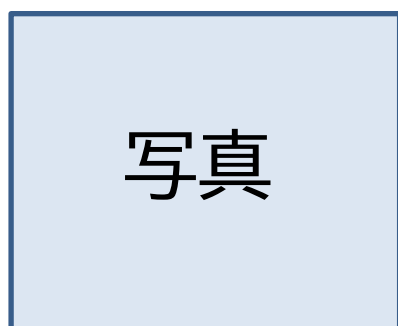
心の健康相談	
再掲 45 ページ参照	保健対策課

薬物依存症の理解促進	
東京保護観察所立川支部や八王子ダルクと連携し、個別のケースを支援します。また、八王子ダルクと共催で教育委員会や保健所保健師に向けた講演会を実施します。	保健対策課 防犯課

普及啓発	
薬物依存症から回復するために、当事者やその家族が適切な治療や支援を受けることができるよう、多摩総合精神保健福祉センターなどの相談窓口の広報・周知に努めます。	保健対策課 防犯課

【充実】多摩少年院等の矯正職員による特別授業	
多摩少年院等の矯正施設職員により、児童生徒への薬物乱用予防に関する授業を行います。	教育指導課 防犯課

薬物乱用防止啓発活動	
薬物乱用防止推進サポーターが、小中学校への啓発や、各種イベントでの啓発活動を行います。	生活衛生課



作成中

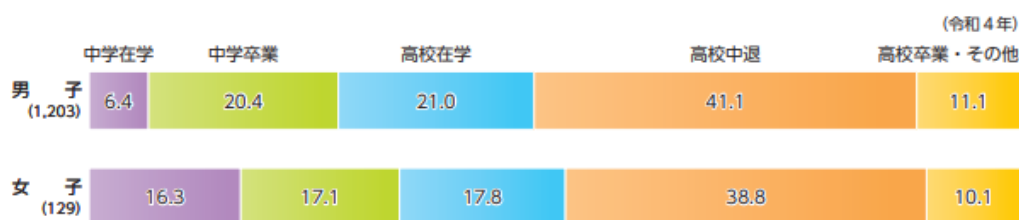
作成中

(3) 非行の防止・学校と連携した修学支援のための取組

【現状】

- 国のデータによれば、令和2年度の高等学校進学率は98.8%です。しかし、その一方で、少年院入院者の高校進学率は24.4%であり、入所受刑者の33.8%が、中学校卒業後に高等学校に進学していない状況です。
- 国のデータによれば、非行等を原因として、高等学校を中退する者も多く、少年院入院者の約4割が高等学校を中退している状況です。【グラフ7】

【グラフ7】少年院入院者の教育程度別構成比（男女別）



注 1 少年矯正統計年報による。
 2 教育程度は、非行時における最終学歴又は就学状況である。
 3 「その他」は、高等専門学校在学、大学（短期大学を含む。）在学・中退、専修学校在学・中退・卒業等である。
 4 ()内は、実人員である。

【出展】令和5年版犯罪白書

【課題】

- 非行が就学からの離脱を助長し、復学を妨げる要因となっていることを踏まえ、学校や地域における、非行の未然防止に向けたさらなる取組が求められています。
- 犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援等が必要です。

【具体的な取組】

犯罪をした者等に対する継続した学びや進学・復学のための相談を充実させるとともに、非行を未然に防止するための取組を行います。

教育相談	
児童・生徒などの様々な悩みについて相談を受け付け、きめ細かく相談にあたります。また、必要に応じて、医療や福祉等の専門機関を紹介します。	教育指導課

若者総合相談センター	
進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことをやってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いを受け止め、一歩を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得られるよう、若者一人ひとりに寄り添った支援や情報を提供していきます。	青少年若者課

家庭教育支援講座の開催・家庭教育啓発リーフレット等の配布	
家庭において保護者が子どもに基本的な生活習慣や、社会的マナー等を身に付けさせるほか、保護者に対して支援することで、家庭での道徳教育を促し、非行の未然防止を図るなど家庭における教育力の向上を目指します。	学習支援課

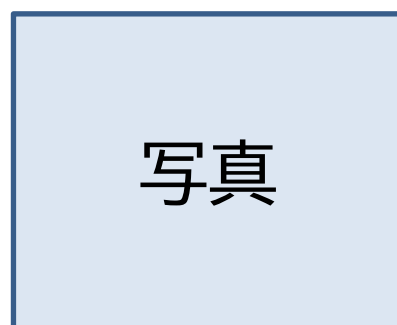
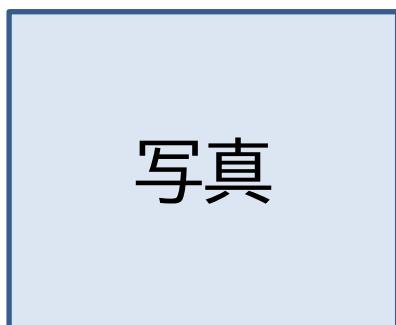
八王子市青少年問題協議会	
青少年の指導・育成・保護・矯正に関する総合的施策について協議するとともに、関係機関相互の連絡調整を図ります。	青少年若者課

【充実】セーフティ教室	
警察署や矯正施設職員などにより、児童生徒への非行防止のための授業や教員のための非行防止相談を行います。	教育指導課

はちおうじキッズパトロール隊防犯教室	
市内の児童生徒が防犯活動の重要性を認識するため、青色回転灯付きパトロールカーで特殊詐欺被害防止に向けた啓発を行います。	防犯課

八王子 BBS 会と連携した非行防止活動	
啓発活動など、非行防止活動を連携し取り組みます。	防犯課

【充実】多摩少年院等の矯正職員による特別授業	
再掲 49 ページ参照	教育指導課 防犯課



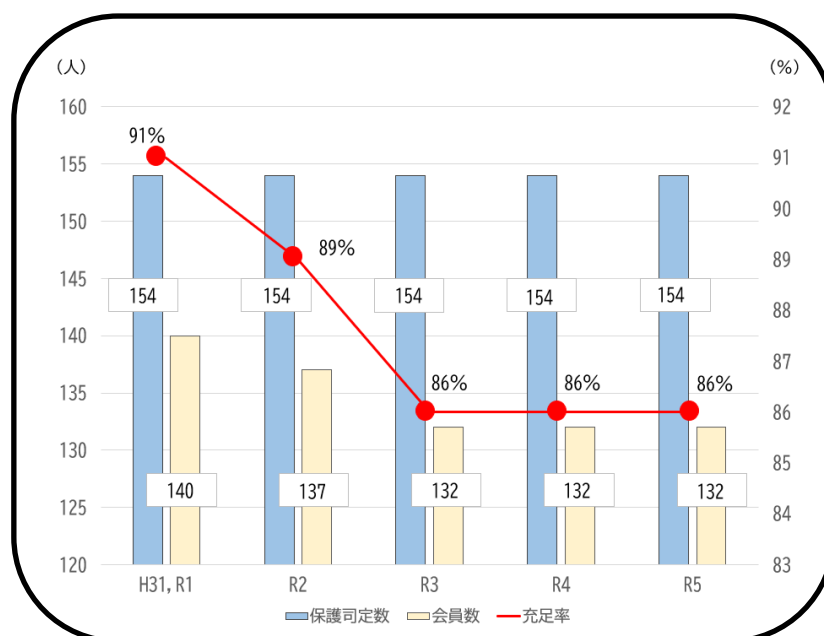
作成中

(4) 民間協力者等の活動の促進

【現状】

- 国における再犯の防止等に関する施策の実施は、保護司、更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアのほか、篤志面接委員、教誨師、少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。
- 更生保護法人を始めとする様々な民間団体等による、犯罪をした者等の社会復帰に向けた自発的な支援活動も行われており、こうした活動により、地域社会における「息の長い」支援が少しずつ形作られてきています。
- 保護司の高齢化、民間ボランティアの減少、地域社会の人間関係の希薄化等により、従前のような民間ボランティアの活動が難しくなっています。

【グラフ8 保護司の充足数（八王子地区保護司会）】



出典：東京保護観察所

【課題】

- 民間協力者による再犯の防止等に関する活動について十分に認知されているとはいえない状況です。
- 民間協力者等の活動促進のための支援や協力体制の強化が必要です。
- 八王子地区保護司会では、保護司適任者の確保に向けて積極的に取り組み、退任保護司を補うことができているものの、保護司数は定数を下回る状況が続いています。【グラフ8】
- 市では、地域社会における息の長い支援を継続して実施していくため、保護司をはじめとする民間ボランティア人材の確保や活動場所等の環境整備に関する支援を行う必要があります。

【具体的な取組】

更生保護ボランティアの人材確保	
八王子地区保護司会・八王子地区更生保護女性会・八王子市更生保護協力事業主会・八王子 BBS 会などの更生保護ボランティアの人材確保を支援します。	防犯課
【充実】 保護司活動の支援	
八王子地区保護司会が更生保護活動を円滑に行えるよう、更生保護サポートセンターの活動場所及び面接場所の確保に努めます。	防犯課
【充実】 更生保護ボランティア等の活動紹介	
市ホームページに再犯防止に関するページを設け、八王子地区保護司会・八王子地区更生保護女性会・八王子市更生保護協力事業主会・八王子 BBS 会など、更生保護に関わる民間協力者等について広く理解を得るために、活動などを紹介します。	防犯課
【充実】 社会を明るくする運動の推進	
保護司会をはじめとする諸団体が協力・連携し、街頭広報やポスター掲出、啓発イベント等を実施することで、幅広い層に更生保護活動の周知啓発を図ります。 (活動の詳細は、67 ページのコラムをご参照ください) ※作成中	防犯課
南多摩保護観察協会への負担金交付	
南多摩保護観察協会に負担金を交付し、八王子保護区内における保護司活動を支援します。(更生保護女性会・八王子市更生保護協力事業主会・BBS会の活動支援を含む。)	防犯課
【充実】 民間協力者等との連携強化	
再掲 35 ページ参照	防犯課 関連所管

作成中

2 犯罪の発生を未然に防止するために

市民生活の安全・安心を確保するため、地域・警察・関係団体と連携して、地域の防犯力を活かした犯罪の未然防止に取り組みます。

また、万引きや大麻の使用等は、今後さらに危険な行動につながりやすい犯罪であるため、こうした再犯率の高い犯罪を子どもの頃から計画的に教育することで、将来にわたる再犯防止に取り組みます。

(1)安全で安心なまちづくりへの取組

【現状】

- 平成12年（2000年）以降、八王子市の刑法犯認知件数は減少傾向にあり、令和5年（2023年）には3,197件とピーク時（平成12年）の3割程度まで減少しています。
- 八王子市内のオレオレ詐欺などの特殊詐欺被害は、令和5年（2023年）には、件数114件、約2億7,300万円の被害が出ています。

【課題】

- 犯罪を防止するため、地域・警察・関係団体と連携して継続した防犯対策が求められます。
- 町会・自治会や学校等と連携し、地域社会で再犯防止に向けた理解を深めていくための取組が求められます。

【具体的な取組】

市民生活の安全・安心を確保するため、青色回転灯付安全パトロールカー（通称「青パト」）による防犯パトロールや、八王子駅周辺での迷惑行為の規制や、生活安全パトロールを実施するほか、町会・自治会による防犯活動を支援し、地域防犯力の強化を図ります。

また、高齢者を狙った特殊詐欺対策として、自動通話録音機の無償貸与や注意喚起を行うなど、八王子市が地域・八王子市内三警察署・防犯協会・母の会等と連携して犯罪の抑止に努めます。

さらに、町会・自治体や学校と連携し、再犯防止に関する出前講座や特別授業を実施します。

青色回転灯付安全パトロールカーによるパトロール	
青色回転灯付安全パトロールカーにより、市内全域をパトロールします。	防犯課

客引き行為・つきまとい行為防止パトロール	
J R八王子駅前の飲食店などの客引き行為や、つきまとい行為等を防止するためのパトロールを行います。	防犯課

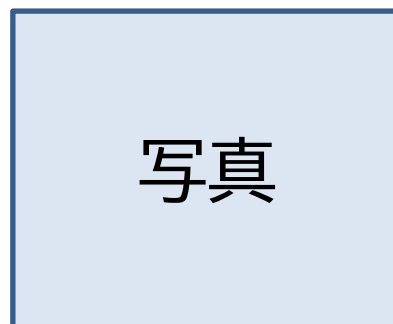
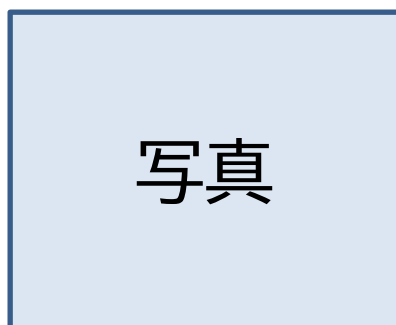
メール配信サービス	
不審者情報や防犯に役立つ情報を、随時メール配信します（要登録）。	防犯課

町会自治会防犯カメラ設置・維持管理補助金	
町会・自治会に対して、防犯カメラの設置経費や維持管理経費を補助します。	防犯課

【充実】はちおうじ出前講座	
地域の理解を深めるため、町会・自治会等を対象に更生保護や再犯防止についての講座を行います。	防犯課

地域防犯リーダー養成講習会	
防犯パトロール活動を、より活発かつ効果的に実施できるよう、町会・自治会向けに防犯リーダー養成講習会を開催し、防犯パトロール要領についての講義と実習を実施します。	防犯課

自動通話録音機貸出事業	
オレオレ詐欺などの特殊詐欺を防止するため、電話をかけてきた相手に対し音声で警告する機器（自動通話録音機）を貸し出します。	防犯課



(2) 豊かな心を育むための取組

【現状】

- 乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、その後の生き方を大きく左右するきわめて重要な時期であり、質の高い保育・教育が着目されています。
- インターネットやSNSを介したトラブルや犯罪に巻き込まれる子どもが増えています。

【課題】

- 乳幼児期からの子どもの健やかな発達を支援していくため、教育・保育の更なる質の向上が求められています。
- 子どもが自ら身を守るとともに、生涯を通じて望ましい生活習慣を実践していくため、メディアリテラシー・薬物・飲酒・喫煙に関する正しい知識を習得することが必要です。
- 道徳教育により、人間としての持つべき規範意識・公共の精神・自他の生命尊重・自己肯定感など、豊かな心を育成することが求められています。

【具体的な取組】

乳幼児期からの切れ目のない支援を充実させ、体系的な取組を図ることで、豊かな心を育むとともに、学校の道徳の授業や、専門職による特別授業等を通して、人間性豊かに成長していくための支援を行います。

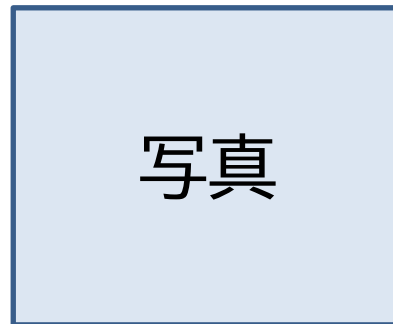
はちおうじっ子マイファイル事業	
<p>「はちおうじっ子マイファイル」事業の取組の中で、乳幼児期から若者期までの成長を切れ目なくサポートします。</p> <p>また、保育園・幼稚園等において、発達に特性のある児童に対する巡回発達相談を行い、終了時に成長を記録する手帳（あかちゃん訪問時に配布する乳幼児手帳）に貼付できる記録用シールを配布します。それをマイファイルに収めてもらうよう、保護者に通知し、幼児期から学童期へ切れ目なくサポートできるよう取り組みます。</p>	<p>大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター 子どもの教育・保育推進課 青少年若者課 障害者福祉課</p>
八王子版ネウボラ	
<p>母子保健と児童福祉が一体的に妊娠期から子育て期にわたるまでの包括的な切れ目ない支援（八王子版ネウボラ）を推進します。</p>	<p>大横保健福祉センター 東浅川保健福祉センター 南大沢保健福祉センター 子ども家庭支援センター</p>

道徳教育	
「特別の教科 道徳」の時間において「考え、議論する」道徳教育の充実を図ります。また、道徳授業地区公開講座により、保護者や地域と連携した道徳教育を推進します。	教育指導課

【充実】多摩少年院等の矯正職員による特別授業	
再掲 49 ページ参照	教育指導課 防犯課

【充実】セーフティ教室	
再掲 53 ページ参照	教育指導課

はちおうじキッズパトロール隊防犯教室	
再掲 53 ページ参照	防犯課



3 連携体制及び広報・啓発活動の推進

再犯防止に関する施策を進めていくためには、関係機関や団体との連携強化が必要です。また、再犯防止に関する活動について、市民に広報・啓発を行います。

(1) 国等の関連機関・団体との連携強化のための取組

【現状】

- 国においては、犯罪をした者等の抱えている課題の解消に向けて、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきたところです。しかし、その範囲は、原則として、刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた者に対する支援は、地方公共団体が主体となって一般市民を対象に提供している各種サービスを通じて行われることが想定されています。
- 国 第二次計画において、国と地方公共団体は、それぞれの役割分担を明確にし、相互に連携しながら再犯の防止等に向けた取組を推進します。

【参考：国 第二次再犯防止推進計画】

(国と地方公共団体の役割)

① 国の役割

各機関の所管及び権限に応じ、刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等に対し、それぞれが抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。また、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行うなどして、地域における関係機関等による支援ネットワークの構築を推進する。加えて、再犯の防止等に関する施策を総合的に立案・実施する立場として、地方公共団体や民間協力者等に対する財政面を含めた必要な支援を行う。

② 都道府県の役割

広域自治体として、域内の市区町村の実情を踏まえ、各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワークの構築に努めるとともに、犯罪をした者等に対する支援のうち、市区町村が単独で実施することが困難と考えられる就労に向けた支援や配慮を要する者への住居の確保支援、罪種・特性に応じた専門的な支援などについて、地域の実情に応じた実施に努める。

③ 市区町村の役割

保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者等、とりわけこれらのサービスへのアクセスが困難である者や複合的な課題を抱える者が、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、地域住民に最も身近な基礎自治体として、適切にサービスを提供するよう努める。また、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されている。

【課題】

- 地方公共団体には、犯罪をした者等が抱える様々な課題を踏まえた上で支援を行うノウハウや知見が十分でない状況です。
- 支援を必要としている対象者に関する情報の収集が容易でないことなどがあるため、再犯防止に関する施策を進めていくには、関係機関や団体との連携強化が必要です。

【具体的な取組】

八王子市再犯防止推進会議の開催	
八王子市再犯防止推進計画を着実に推進していくため、国・民間協力者等と市をつなぐネットワークを構築し、計画の取組等について、意見聴取及び意見交換を行います。	防犯課
関係会議への参加	
国、都、及び協力団体を含む関係機関等との連携を強化するため、東京都再犯防止推進協議会や矯正施設所在自治体会議等に参加し、情報交換、調査研究等を行うことで、総合的かつ効果的な再犯防止施策を推進します。	防犯課
【充実】市内矯正施設(多摩少年院)への協力	
市内矯正施設(多摩少年院)が行う啓発事業や、在院者の施設外プログラム等に協力します。	防犯課 青少年若者課
国・東京都の関係機関との連携	
東京保護観察所立川支部・東京地方検察庁社会復帰支援室分室などの国の関連機関及び東京都の関連機関と連携しながら、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進します。	防犯課 生活自立支援課 保健対策課 関連所管
市内大学等との連携	
市内大学等と連携し、学生の再犯防止に関するボランティア活動等への参加を促進します。	防犯課 学園都市文化課

【充実】再犯防止に向けた庁内横断的な体制整備	
各行政分野別計画や施策において、情報共有や課題解決に向けた一体的な支援の実施について協議するため、「包括的な地域福祉ネットワーク会議」を活用し、分野の垣根をこえた横断的な対応ができるように体制を強化します。	防犯課

矯正施設との連携強化	
再掲 35 ページ参照	防犯課 関連所管

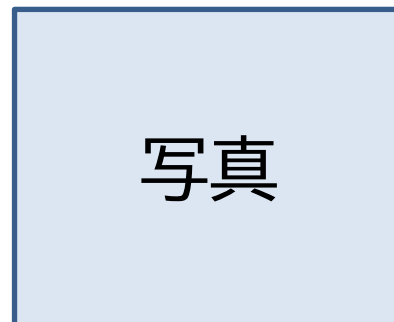
【充実】セーフティ教室	
再掲 53 ページ参照	教育指導課

【充実】多摩少年院等の矯正職員による特別授業	
再掲 49 ページ参照	教育指導課 防犯課

支援ネットワークの構築	
再掲 35 ページ参照	防犯課 関連所管



少年院在院者による市営霊園での花壇整備



作成中

(2) 広報・啓発活動の推進

【現状】

毎年7月の「社会を明るくする運動」の強調月間、「再犯防止啓発月間」に再犯の防止等に関する広報・啓発活動や法教育などを実施し、再犯防止について国民の関心と理解を深めるよう努めています。

【課題】

再犯防止に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心と理解を得にくい状況です。

【具体的な取組】

再犯防止や更生保護に関する市民の関心と理解を深めるため、様々な方法により、広報・啓発活動を行っていきます。

【充実】国、都、民間協力者等と連携した情報発信	
国や都、民間協力者等と連携し、再犯防止の取組について、SNS等を活用して効果的な情報発信をします。	防犯課
【充実】再犯の防止等に関する広報・啓発活動の推進	
再犯防止の取組を周知するため、市内のキャンペーン等に参画し、犯罪をした者等の更生について理解を深める取組を推進します。	防犯課
【充実】市内矯正施設（多摩少年院）の啓発活動への協力	
国又は市内矯正施設（多摩少年院）が行う同施設の理解促進のための啓発活動に協力します。	防犯課 青少年若者課
【充実】更生保護ボランティア等の活動紹介	
再掲 56 ページ参照	防犯課
【充実】社会を明るくする運動の推進	
再掲 56 ページ参照	防犯課

作成中

第5章

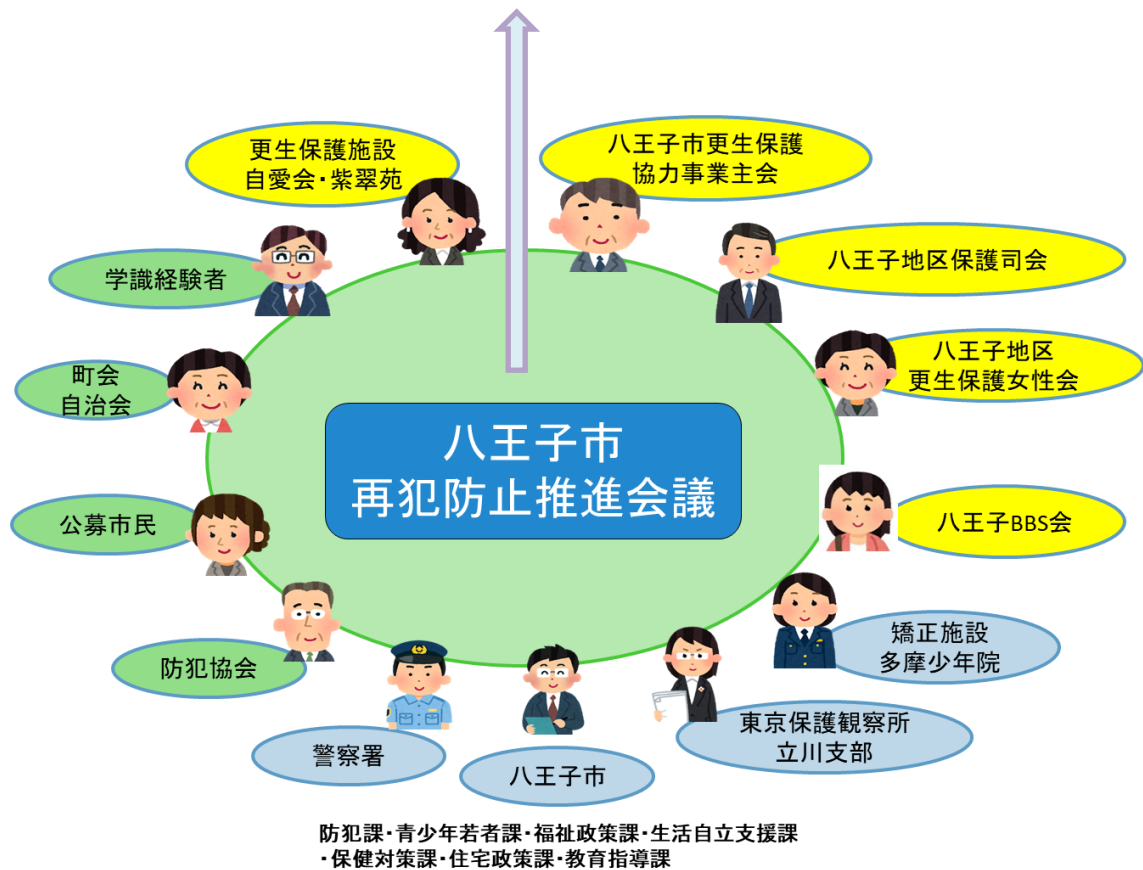
計画の推進体制等

計画の推進体制

計画を着実に推進するため、刑事司法関係機関や更生支援に取り組む民間団体等で構成される「八王子市再犯防止推進会議」を定期的開催し、計画の進捗を図っています。

推進会議の役割

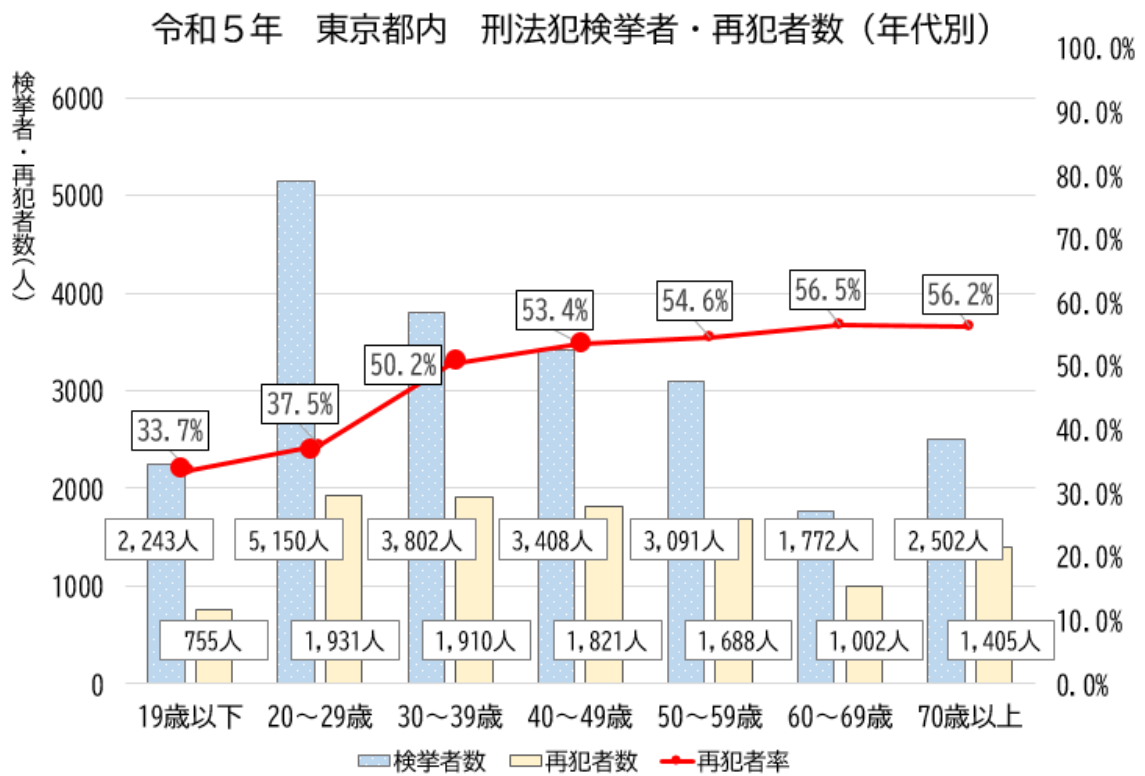
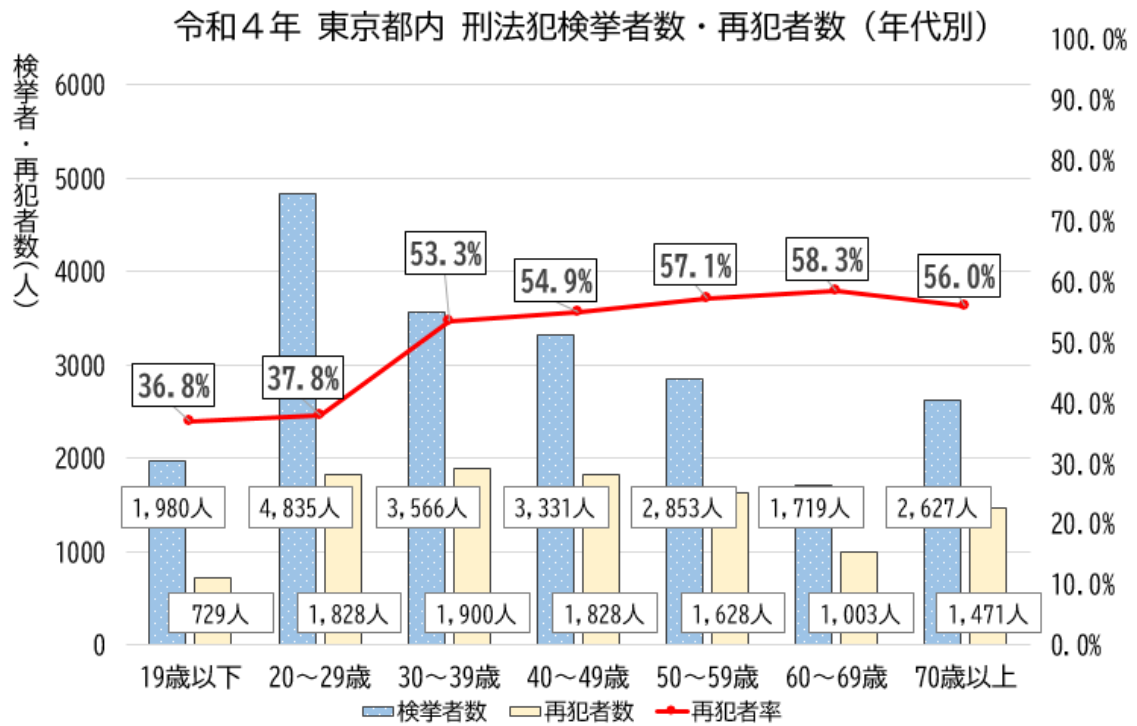
- ・ 計画の進捗状況の把握と課題の共有
- ・ 国・民間協力者等と八王子市をつなぐネットワーク
(顔の見える関係づくり・意見交換の場)



參考資料

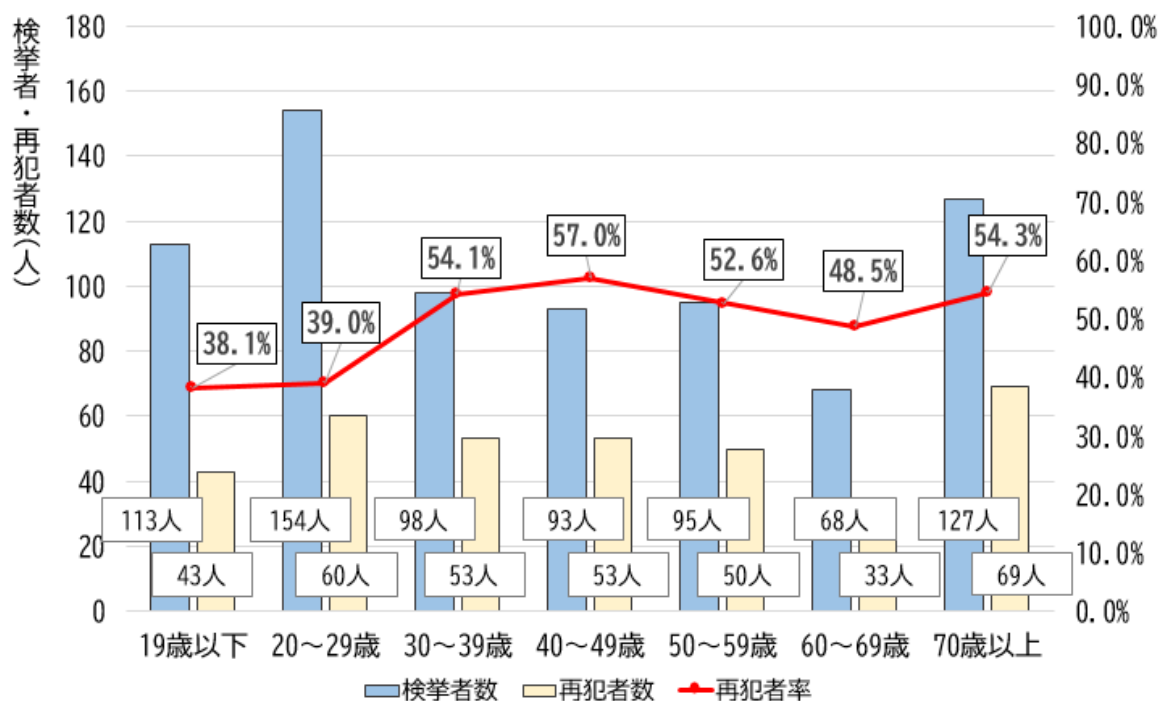
資料1 統計資料

(東京都)

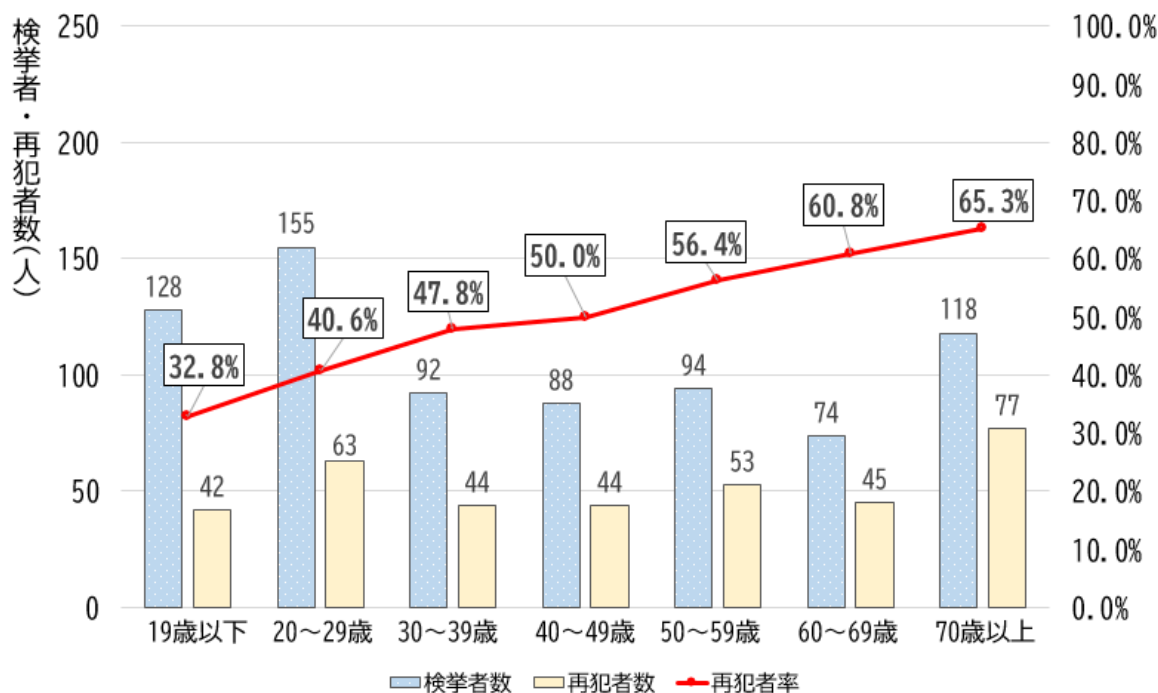


(八王子市)

令和4年 八王子市内三警察署 刑法犯検挙者・再犯者数（年代別）

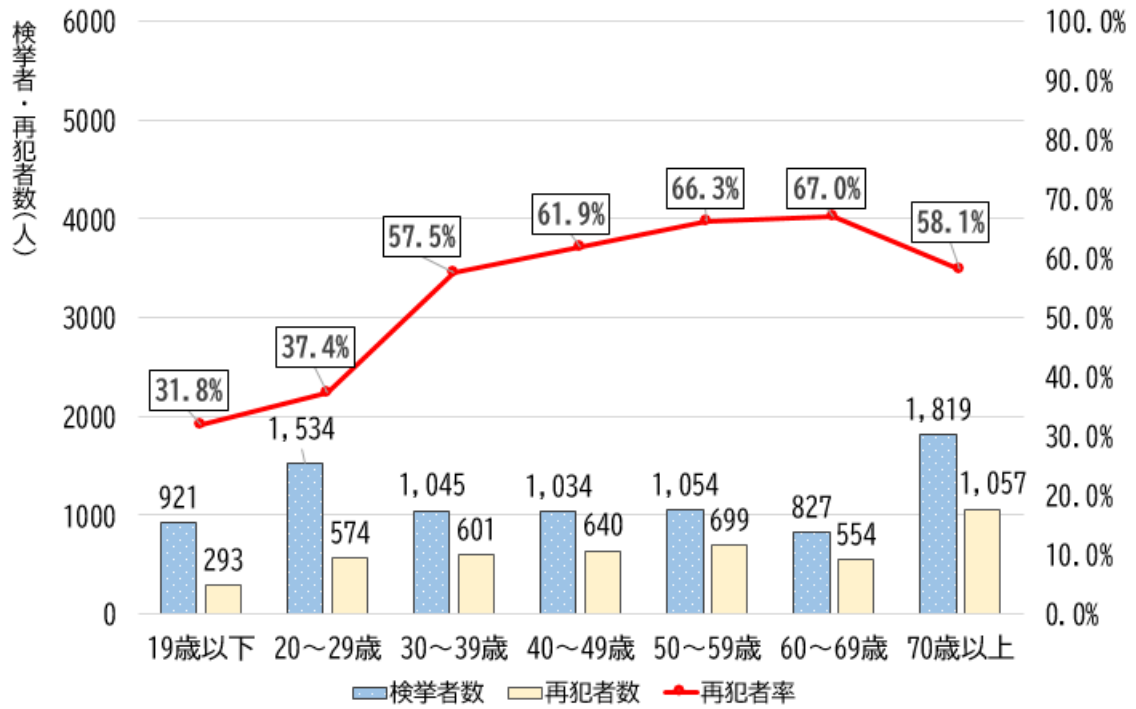


令和5年 八王子市内三警察署 刑法犯検挙者・再犯者数（年代別）

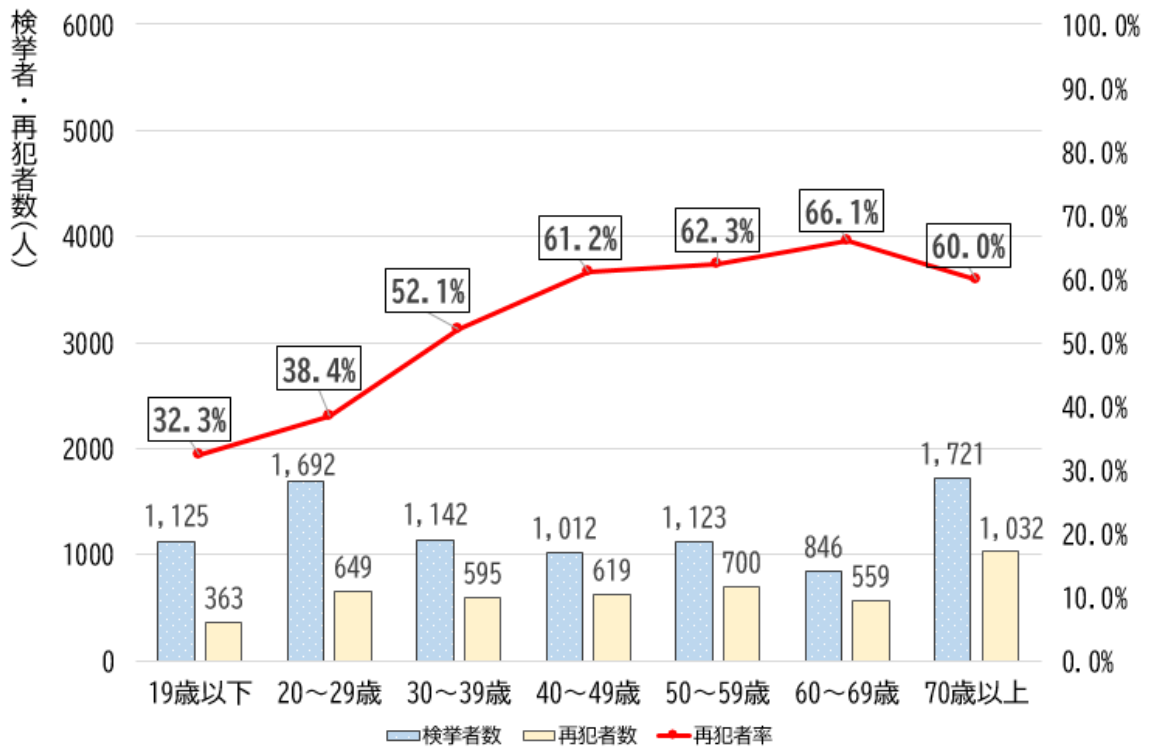


(東京都)

令和4年 東京都内 窃盗犯検挙者・再犯者数（年代別）

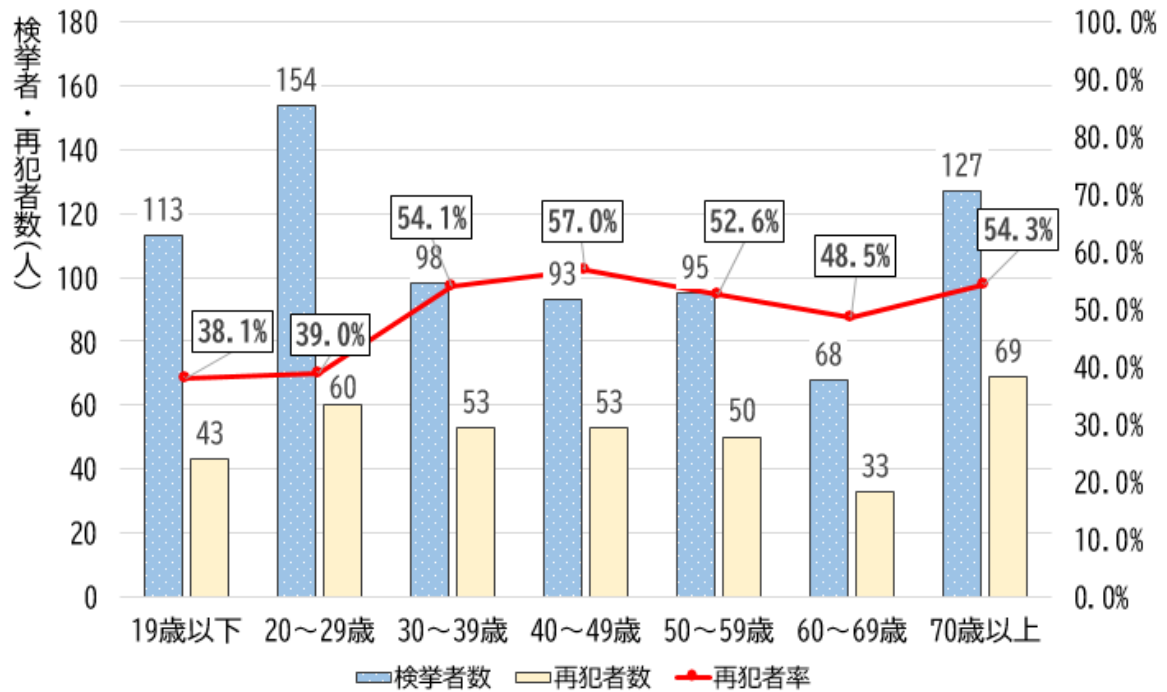


令和5年 東京都内 窃盗犯検挙者・再犯者数（年代別）

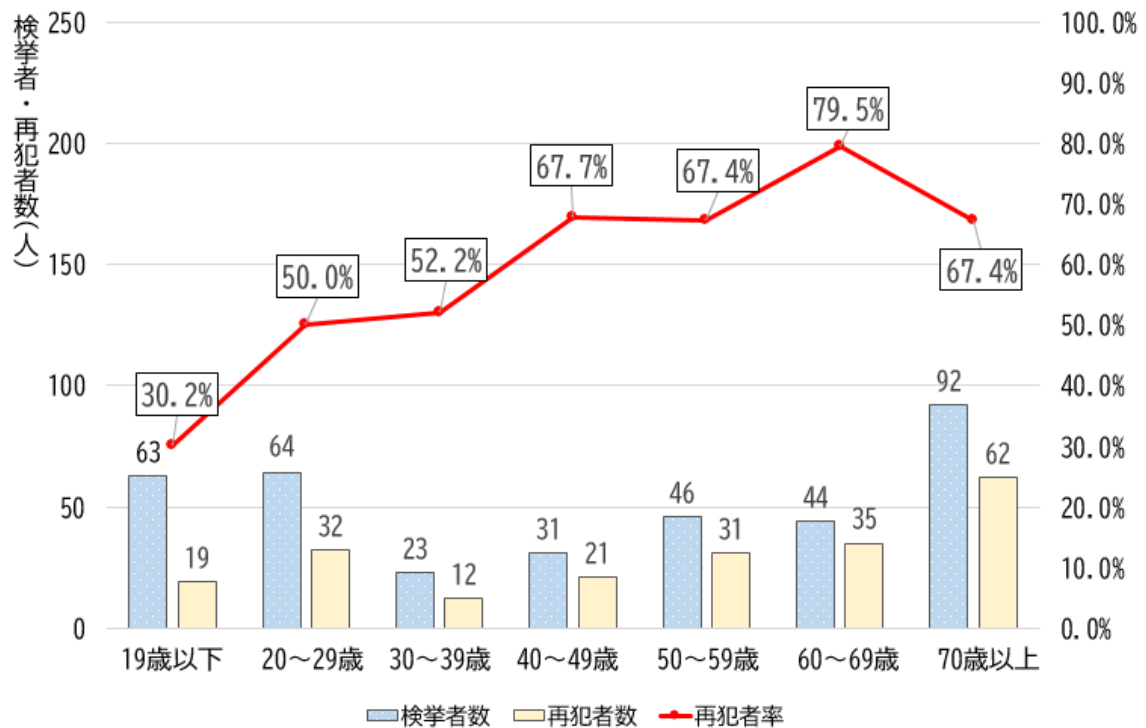


(八王子市)

令和4年 八王子市内三警察署 窃盗犯検挙者・再犯者数（年代別）

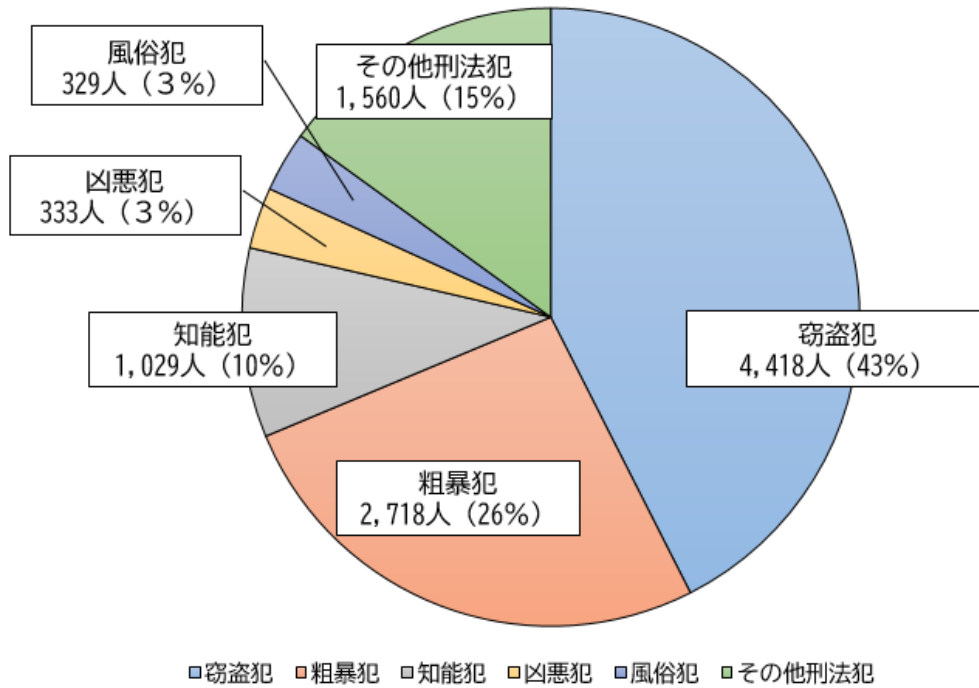


令和5年 八王子市内三警察署 窃盗犯検挙者・再犯者数（年代別）

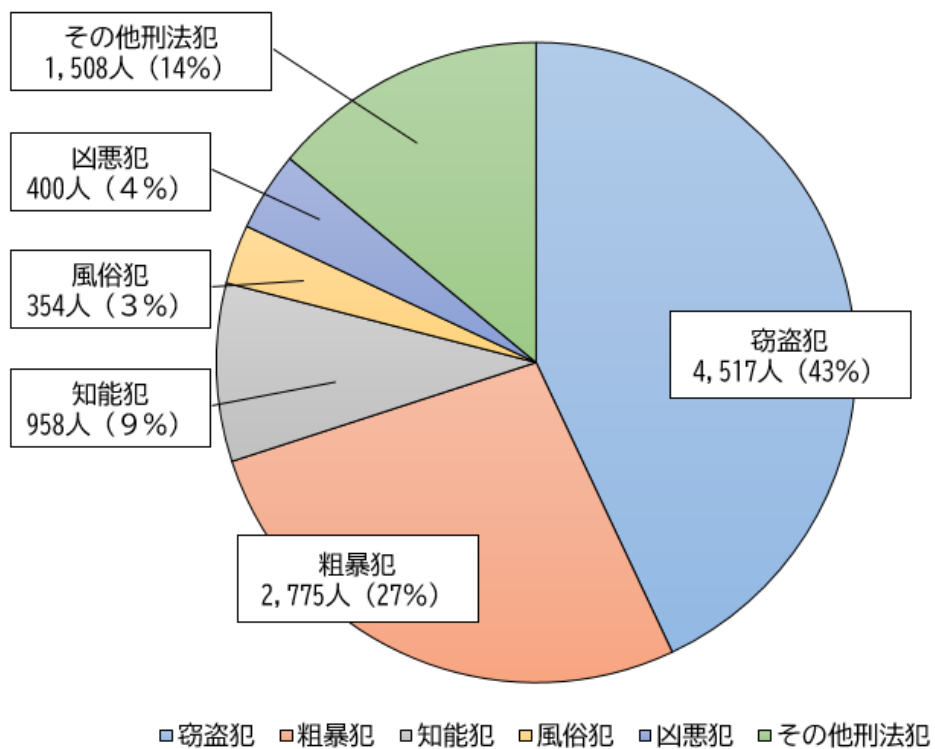


(東京都)

令和4年 東京都内刑法犯 再犯者数 (罪種別)

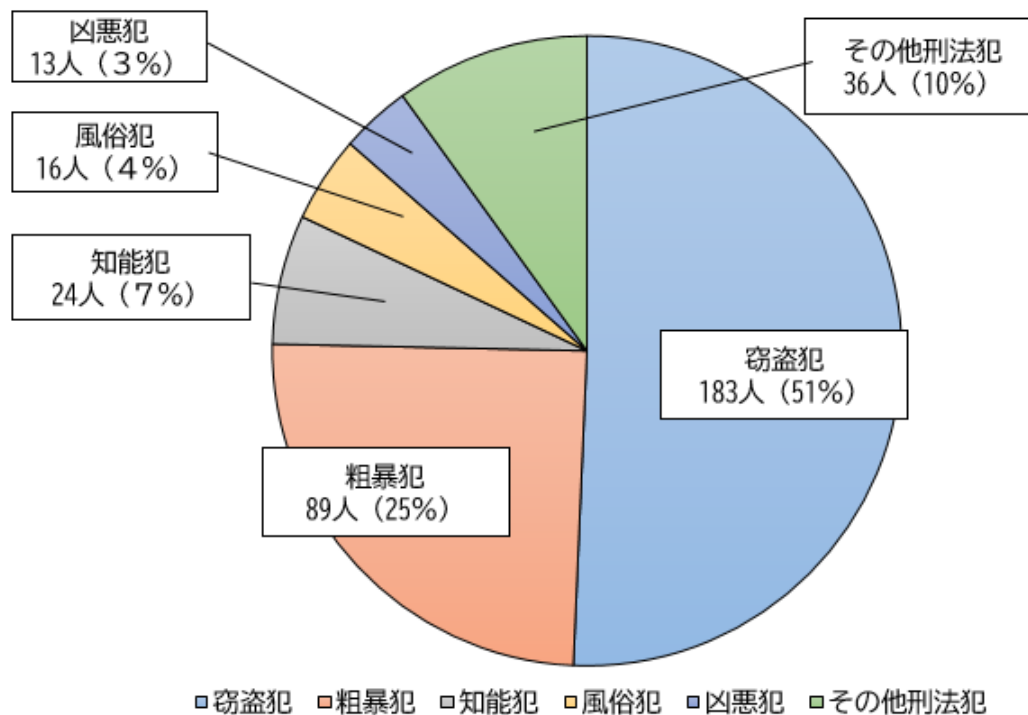


令和5年 東京都内 刑法犯 再犯者数 (罪種別)

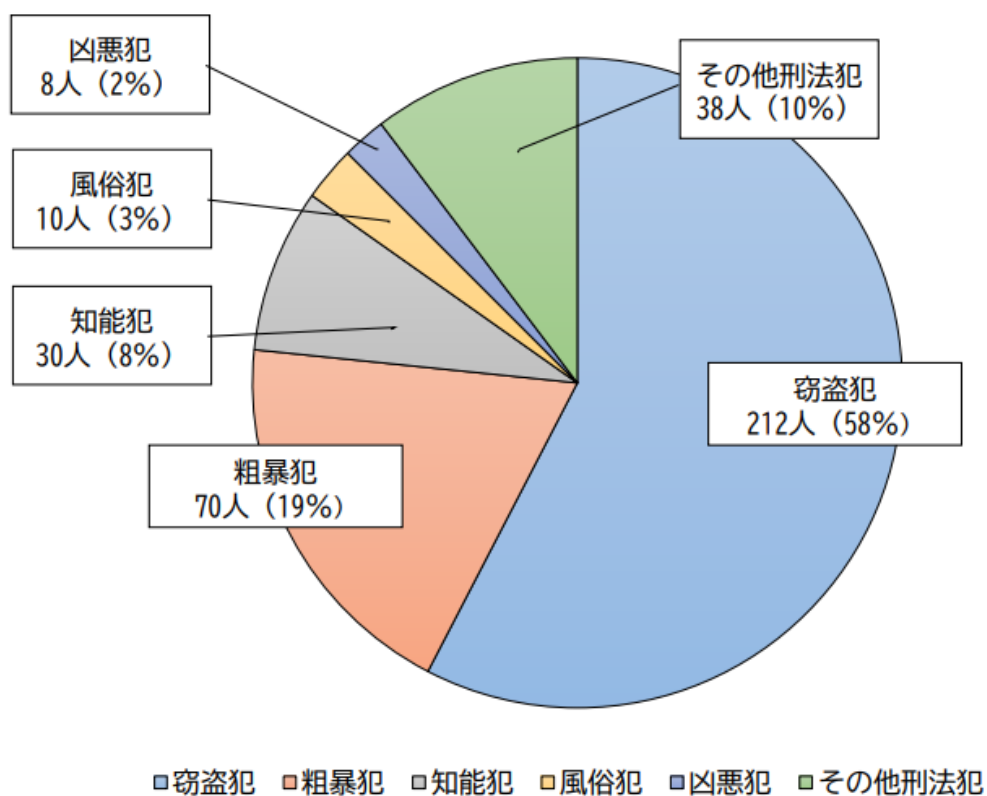


(八王子市)

令和4年 八王子市内三警察署 刑法犯 再犯者数(罪種別)



令和5年 八王子市内三警察署 刑法犯 再犯者数(罪種別)



(無職者)

令和4年 東京都内

罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	20911	8370	40.0%
うち窃盗犯	8234	4362	53.0%
うち粗暴犯	5601	1575	28.1%
うちその他刑法犯	3651	1178	32.3%
うち知能犯	1918	868	45.3%
うち凶悪犯	660	245	37.1%
うち風俗犯	847	142	16.8%
うち薬物事犯	1974	746	37.8%

令和4年 八王子市内三警察署

罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	748	309	41.3%
うち窃盗犯	353	189	53.5%
うち粗暴犯	170	55	32.4%
うちその他刑法犯	112	34	30.4%
うち知能犯	53	19	35.8%
うち凶悪犯	23	5	21.7%
うち風俗犯	37	3	8.1%
うち薬物事犯	51	11	21.6%

令和4年 東京都内

罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	10387	5174	49.8%
うち窃盗犯	4418	2758	62.4%
うち粗暴犯	2718	909	33.4%
うちその他刑法犯	1560	689	44.2%
うち知能犯	1029	584	56.8%
うち凶悪犯	333	151	45.3%
うち風俗犯	329	83	25.2%
うち薬物事犯	1286	544	42.3%

令和4年 八王子市内三警察署

罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	361	176	48.8%
うち窃盗犯	183	118	64.5%
うち粗暴犯	89	29	32.6%
うちその他刑法犯	36	14	38.9%
うち知能犯	24	9	37.5%
うち凶悪犯	13	5	38.5%
うち風俗犯	16	1	6.3%
うち薬物事犯	30	9	30.0%

令和5年 東京都内

罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	21968	8370	38.1%
うち窃盗犯	8661	4401	50.8%
うち粗暴犯	5894	1587	26.9%
うちその他刑法犯	3798	1158	30.5%
うち知能犯	1859	768	41.3%
うち凶悪犯	757	286	37.8%
うち風俗犯	999	170	17.0%
うち薬物事犯	2150	847	39.4%

令和5年 八王子市内三警察署

罪種別検挙者数に占める無職者数

	検挙者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	749	296	39.5%
うち窃盗犯	363	191	52.6%
うち粗暴犯	164	39	23.8%
うちその他刑法犯	110	34	30.9%
うち知能犯	55	21	38.2%
うち凶悪犯	20	5	25.0%
うち風俗犯	37	6	16.2%
うち薬物事犯	58	13	22.4%

令和5年 東京都内

罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	10512	5076	48.3%
うち窃盗犯	4517	2768	61.3%
うち粗暴犯	2775	900	32.4%
うちその他刑法犯	1508	624	41.4%
うち知能犯	958	518	54.1%
うち凶悪犯	400	185	46.3%
うち風俗犯	354	81	22.9%
うち薬物事犯	1324	585	44.2%

令和5年 八王子市内三警察署

罪種別再犯者数に占める無職者数

	再犯者数	うち無職者数	無職者率
全刑法犯	368	185	50.3%
うち窃盗犯	212	137	64.6%
うち粗暴犯	70	18	25.7%
うちその他刑法犯	38	13	34.2%
うち知能犯	30	14	46.7%
うち凶悪犯	8	1	12.5%
うち風俗犯	10	2	20.0%
うち薬物事犯	39	10	25.6%

(男女差)

令和5年 東京都内

罪種別検挙者数に占める女性数

	検挙者数	うち女性	女性率
全刑法犯	21968	4067	18.5%
うち窃盗犯	8661	2709	31.3%
うち粗暴犯	5894	573	9.7%
うちその他刑法犯	3798	370	9.7%
うち知能犯	1859	324	17.4%
うち凶悪犯	757	60	7.9%
うち風俗犯	999	31	3.1%
うち薬物事犯	2150	294	13.7%

過去3年の窃盗犯女性検挙者の占有率

	令和3年	令和4年	令和5年
全刑法犯	4246	3926	4067
うち窃盗犯	2927	2645	2709
窃盗犯占有率	68.9%	67.4%	66.6%

令和5年 東京都内

罪種別再犯者数に占める女性数

	再犯者数	うち女性	女性率
全刑法犯	10512	1516	14.4%
うち窃盗犯	4517	1181	26.1%
うち粗暴犯	2775	136	4.9%
うちその他刑法犯	1508	77	5.1%
うち知能犯	958	98	10.2%
うち凶悪犯	400	21	5.3%
うち風俗犯	354	3	0.8%
うち薬物事犯	1324	137	10.3%

過去3年の窃盗犯女性再犯者の占有率

	令和3年	令和4年	令和5年
全刑法犯	1691	1545	1516
うち窃盗犯	1359	1235	1181
窃盗犯占有率	80.4%	79.9%	77.9%

令和5年 八王子市内三警察署

罪種別検挙者数に占める女性数

	検挙者数	うち女性	女性率
全刑法犯	749	140	18.7%
うち窃盗犯	363	102	28.1%
うち粗暴犯	164	19	11.6%
うちその他刑法犯	110	12	10.9%
うち知能犯	55	8	14.5%
うち凶悪犯	20	1	5.0%
うち風俗犯	37	1	2.7%
うち薬物事犯	58	6	10.3%

過去3年の窃盗犯女性検挙者の占有率

	令和3年	令和4年	令和5年
全刑法犯	161	143	140
うち窃盗犯	124	103	102
窃盗犯占有率	77.0%	72.0%	72.9%

令和5年 八王子市内三警察署

罪種別再犯者数に占める女性数

	再犯者数	うち女性	女性率
全刑法犯	368	63	17.1%
うち窃盗犯	212	56	26.4%
うち粗暴犯	70	1	1.4%
うちその他刑法犯	38	3	7.9%
うち知能犯	30	2	6.7%
うち凶悪犯	8	1	12.5%
うち風俗犯	10	0	0.0%
うち薬物事犯	39	3	7.7%

過去3年の窃盗犯女性再犯者の占有率

	令和3年	令和4年	令和5年
全刑法犯	72	58	63
うち窃盗犯	64	49	56
窃盗犯占有率	88.9%	84.5%	88.9%

資料2 再犯の防止等の推進に関する法律

平成二十八年法律第四百号

再犯の防止等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 基本的施策

第一節 国の施策(第十一条—第二十三条)

第二節 地方公共団体の施策(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主(犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。)の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。)への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設(矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。)が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

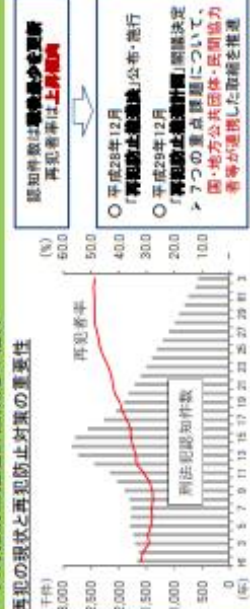
資料3 国の再犯防止推進計画(概要)

第二次再犯防止推進計画(案) (概要)

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯



第二次再犯防止推進計画に基づく取組

- 過剰釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在留中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(1430～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根的支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、国々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた、長い支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための問題意識及び民間協力者を旨めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

- ① 就労・住居の確保
 - 刑務所前就労や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務所作業の実施
 - 雇用ニーズに応じた職業訓練機種の整理
 - 着衣型・型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- ② 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立・生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供
- ③ 保護施設・福祉サービスの利用の促進
 - ① 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援の二一への適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等民間からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
 - ② 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受入れ・処遇態様の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実
- ④ 学校と連携した推進支援
 - 施設直下と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導における協力の活用、在院中の通信制高校への入学
 - 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止
- ⑤ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
 - 特設刑務所の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
 - 若年受刑者に対する少年院、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 性犯罪やストーカー・DV被害者、女性等の特性に応じた指導等の充実
- ⑥ 民間協力者の活動の促進
 - 特設可能な保護司制度の確立とその他の保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
 - 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
 - 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進
- ⑦ 地域による協力の推進
 - 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
 - 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
 - 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域後援者の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充
- ⑧ 再犯防止に向けた基礎の整備
 - 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的な施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 刑務所受刑者中の再入者数及び再入率
- ② 出所受刑者中の再入者数及び再入率
- ③ 主たる対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた、長い支援を実現すること。
- ④ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

第二次東京都再犯防止推進計画の概要	
計画の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止推進法（平成28年12月施行）に基づき、都は、令和元年7月に東京都再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）を策定 第一次計画に基づく取組の検証を踏まえ、国の第二次計画（令和5年3月策定）を動かし、第二次計画を策定 計画期間：令和6年度から令和10年度まで
基本的な方向性	<ol style="list-style-type: none"> 東京都・国・区市町村・民間協力者等の各主体による更なる連携強化 再犯防止に資する幅広い情報を、多様な方法で支援者に提供 住民に最も身近な区市町村と共に息の長い支援を実現
主な取組	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="background-color: #003366; color: white; text-align: center; margin: 0;">1 就労・住居の確保等</p> <p>【就労の確保等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ソーシャルファームの創設を促進（産業労働局） <p>【住居の確保等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共住宅等や住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を活用（住宅政策本部） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="background-color: #003366; color: white; text-align: center; margin: 0;">2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等</p> <p>【高齢者又は障害のある者等への支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域生活定着促進事業」において、高齢又は障害又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所予定者等に対し、特別調整への協力等を実施（福祉局） <p>【薬物依存を有する者への支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 区市町村等の一次相談窓口と、都立（総合）精神保健福祉センター等の専門相談機関や警視庁、薬物治療医療機関等の関係機関の連携により、薬物依存からの回復を支援（福祉局、保健医療局、警視庁） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="background-color: #003366; color: white; text-align: center; margin: 0;">3 非行の防止・学校と連携した修学支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 都内の小学校で、子供の万引き防止をテーマとした音楽劇等を実施することで、子供の規範意識を醸成（生活文化スポーツ局） </div>
4 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置	<p style="background-color: #003366; color: white; text-align: center; margin: 0;">4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> 犯罪をした者やその家族等を対象に相談窓口を設置（生活文化スポーツ局）
5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等	<p style="background-color: #003366; color: white; text-align: center; margin: 0;">5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等</p> <ul style="list-style-type: none"> 再犯防止に関するポータルサイトにより、都内の支援機関・相談窓口等の情報を提供（生活文化スポーツ局） 保護司等支援者の活動の一助とするため、ガイドブックを作成（生活文化スポーツ局） 国と連携して、老朽化した更生保護施設の改築の施設整備補助を実施（福祉局）
6 再犯防止のための連携体制の強化等	<p style="background-color: #003366; color: white; text-align: center; margin: 0;">6 再犯防止のための連携体制の強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「東京都再犯防止推進協議会」において、再犯防止に向けた都内の支援連携体制を充実・強化（生活文化スポーツ局） 「再犯防止等の推進に向けた区市町村担当者連絡会」を開催（生活文化スポーツ局） 区市町村に対する住民からの相談を適切な解決につなげるフォローアップ等（生活文化スポーツ局）

資料5 八王子市再犯防止推進会議開催要綱

(開催目的)

第1条 八王子市再犯防止推進計画を着実に推進していくため、国・民間協力者等と市をつなぐネットワークを構築し、計画の取組等について、意見聴取及び意見交換することを目的に、八王子市再犯防止推進会議(以下「推進会議」という。)を開催する。

(意見聴取及び意見交換する事項)

第2条 推進会議において意見聴取及び意見交換する事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 八王子市再犯防止推進計画の取組に関すること。
- (3) その他、八王子市再犯防止推進計画について必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は、次に掲げる参加者をもって構成する。

- | | |
|-----------------------|----|
| (1) 公募による市民 | 2名 |
| (2) 町会・自治会の代表者 | 1名 |
| (3) 学識経験者 | 1名 |
| (4) 保護司会の代表者 | 1名 |
| (5) 更生保護女性会の代表者 | 1名 |
| (6) 協力事業主会の代表者 | 1名 |
| (7) 矯正施設の代表者 | 1名 |
| (8) 更生保護施設の代表者 | 2名 |
| (9) 警察署の職員 | 1名 |
| (10) 防犯協会の代表者 | 1名 |
| (11) 保護観察所の職員 | 1名 |
| (12) BBS会の代表者 | 1名 |
| (13) 市の職員(福祉政策課) | 1名 |
| (14) 市の職員(生活自立支援課) | 1名 |
| (15) 市の職員(保健対策課) | 1名 |
| (16) 市の職員(青少年若者課) | 1名 |
| (17) 市の職員(住宅政策課) | 1名 |
| (18) 市教育委員会の職員(教育指導課) | 1名 |

(参加者への参加の期間)

第4条 推進会議への参加を依頼する期間は、依頼する年度の翌年度末までとする。ただし、参加者が欠けた場合における後任者の参加期間は、前任者の残りの期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 推進会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長には、第3条(3)の参加者をもって充て、副座長は座長が指名する。
- 3 座長に、事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、市長が招集し、座長が会議の進行を行う。

2 市長は必要があると認めるときは、参加者以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、生活安全部防犯課において行う。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則(施行期日)

この要綱は、令和3年(2021年)8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。

参加者構成

(敬称略)

選出区分	氏名	団体名	役職等
公募による市民	和佐 由行		
公募による市民	渡邊 弥恵		
町会・自治会の代表者	尾川 幸次	八王子市町会自治会連合会	副会長
学識経験者	四方 光	中央大学法学部	教授
保護司会の代表者	前田 善一郎	八王子地区保護司会	会長
更生保護女性会の代表者	森崎 陽子	八王子地区更生保護女性会	会長
協力事業主会の代表者	森屋 義政	八王子市更生保護協力事業主会	会長
矯正施設の代表者	青木 治	多摩少年院	院長
更生保護施設の代表者	三入 重夫	更生保護法人 紫翠苑	理事長
更生保護施設の代表者	柿澤 正夫	更生保護法人 自愛会	理事長
警察署の職員	吉井 英樹	八王子警察署生活安全課	課長
防犯協会の代表者	高山 智和	八王子防犯協会	副会長
保護観察所の職員	土公 千鶴	東京保護観察所立川支部	支部長
BBS会の代表者	樫井 陸	八王子 BBS 会	会長
市の職員		福祉部福祉政策課	課長
市の職員		福祉部生活自立支援課	課長
市の職員		健康医療部保健対策課	課長
市の職員		子ども家庭部青少年若者課	課長
市の職員		まちなみ整備部住宅政策課	課長
市教育委員会の職員		教育委員会(学校教育部教育指導課)	統括指導主事
市の職員(事務局)		生活安全部	課長
市の職員(事務局)		生活安全部防犯課	課長

用語	用語の意味
----	-------

あ行

LSA【生活援助員】 (えるえすえー) 【せいかつえんじょいん】	市町村の委託により、高齢者集合住宅に居住している高齢者に対して、安否の確認、緊急時の対応、疾病等に対する一時的な介護、関係機関との連絡、各種情報の提供、生活指導・相談、その他日常生活上必要な援助を行う者。
--	--

か行

キャリア相談 (きやりあそうだん)	労働者の職業の選択や職業生活設計、職業能力の開発・向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。
凶悪犯 (きょうあくはん)	刑法犯のうち、殺人・強盗・放火・強制性交等の罪。
教誨師 (きょうかいし)	受刑者や少年院在院者等の改善更生のため、宗教により教誨(悪いことをしたものに教え諭すこと)をする宗教家。
矯正施設 (きょうせいしせつ)	刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院の施設の総称。
協力雇用主 (きょうりよくこようぬし)	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
刑法犯 (けいほうはん)	刑法(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)に規定する罪のほか ・爆発物取締罰則 ・暴力行為等処罰に関する法律 ・組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律などの一部の特別法に規定する罪をいう。
刑法犯認知件数 (けいほうはん にんちけんすう)	警察が発生を認知した刑法犯に関する事件の数。(各警察の管轄内で発生したもの。)
検挙者数 (けんきょしゃすう)	各警察が検挙した事件の被疑者の数。 (居住場所等を問わない。)
更生保護サポートセンター (こうせいほごさぽーと せんたー)	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。

用語	用語の意味
更生保護施設 (こうせいほごしせつ)	矯正施設から釈放された人や保護観察中の人で、身寄りがないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。法務大臣が認可。
更生保護女性会 (こうせいほご じょせいかい)	犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行い、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行少年の改善更生に協力する女性ボランティアの会。

さ行

再犯者数 (さいはんしゃすう)	検挙者のうち、過去に道路交通法違反を除く犯罪で検挙されたことのある者の数。
再犯者率 (さいはんしゃりつ)	検挙者数に占める、再犯者数の割合。
自愛会 (じあいかい)	八王子市内に所在する、更生保護施設。
紫翠苑 (しすいえん)	八王子市内に所在する、更生保護施設。
社会を明るくする運動 (しゃかいをあかるくする うんどう)	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。
少年警察協同委員 (しょうねんけいさつ きょうじょいいん)	少年補導員の活動に加え、非行集団に所属する少年を離脱させるほか、非行防止のための助言指導相談を行う。警察が行う非行集団の解体補導への協力援助活動を行う。
少年警察ボランティア (しょうねんけいさつ ぼらんていあ)	少年指導委員、少年補導員、少年警察協同委員等の総称。

用語	用語の意味
少年補導員 (しょうねんほどういん)	街頭で不良行為少年の発見及び補導活動を行い、また警察の補導活動等の補助を行う者。 少年相談の助言・指導を行う者。
職権盗(詐欺盗) (しょっけんとう (さぎとう))	公務員等の身分を詐称し、捜査、検査等を装い、すきをみて金品を窃取するもの。
ジョブトレーニング (じょぶとれーにんぐ)	本人の状況に応じて、適切な配慮の下、生活困窮者に就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行うもの。
自立準備ホーム (じりつじゅんぴほーむ)	刑務所・少年院などを出所(院)した後、帰る家のない人が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設。あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人・社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行う。施設や居室もさまざまな形がある。
シルバーピア 【高齢者集合住宅】 (こうれいしゃ しゅうごうじゅうたく)	生活協力員(ワーデン)又は生活援助員(LSA)が安否確認や緊急時の対応を行うほか、手すりや緊急通報システムが設置された、高齢者向けの公的賃貸住宅。
窃盗犯 (せつとうはん)	刑法犯のうち、窃盗の罪。 手口として、侵入窃盗である空き巣・事務所荒し・倉庫荒しなどや非侵入窃盗である万引き・車上狙い・すり・ひったくり、乗り物盗である自動車盗・オートバイ盗・自転車盗などがある。
総合教育相談室 (そうごうきょういく そうだんしつ)	児童・生徒、または青少年の様々な悩みについて相談を受け付ける窓口。相談の内容や年齢に応じ、総合教育相談室内の各担当が相談にあたります。また、必要に応じて、医療や福祉等の専門機関を紹介する。
その他の刑法犯 (そのたのけいほうはん)	刑法犯のうち、凶悪犯・粗暴犯・知能犯・風俗犯に当てはまらない、占有離脱物横領・公務執行妨害・住居侵入・器物損壊などの罪。
粗暴犯 (そぼうはん)	刑法犯のうち、凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝の罪。

た行

多摩少年院 (たましょうねんいん)	八王子市内に所在する、少年院。家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。
----------------------	--

用語	用語の意味
<p>多摩総合精神保健 福祉センター (たまそうごうせいしん ほけんふくしせんたー)</p>	<p>多摩市に所在する東京都の依存症相談拠点。薬物・アルコール・ギャンブルなどの依存症に対する個別相談や本人向け再発予防プログラム・家族教室・公開講座などを行っている。</p>
<p>知能犯 (ちのうはん)</p>	<p>刑法犯のうち、詐欺・横領・偽造・汚職・背任などの罪。</p>
<p>東京地方検察庁 社会復帰支援室分室 (とうきょうちほうけんさ つちょうしゃかいふっき しえんしつぶんしつ)</p>	<p>立川市に所在する、東京地方検察庁立川支部内に設置された東京地方検察庁の部署。検察官・検察事務官・社会福祉アドバイザーで構成され、対象者(不起訴処分や、罰金、執行猶予の判決が見込まれる被疑者・被告人のうち、家がない・身寄りがいない・仕事がない・障害や依存症を抱えているなど、再犯防止のために環境調整が必要な者)が居住先の確保や福祉的サービス等を受けられるように、地方公共団体の福祉関係窓口や福祉関係機関等に連絡をとり、調整する、入口支援に取り組む。</p>
<p>東京保護観察所 (とうきょうほごかんさつじょ)</p>	<p>法務省が所管する、東京都内を管轄する国の機関。立川市に立川支部が設置されている。更生保護の第一線の実施機関として保護観察・生活環境の調整・更生緊急保護・恩赦の上申・医療観察や、犯罪予防活動などの業務を行い、保護司・更生保護女性会員・BBS会や協力雇用主・更生保護施設などと共に更生保護の諸活動を行っている。</p>
<p>道徳授業地区公開講座 (どうとくじゅぎょうちく こうかいこうぎ)</p>	<p>授業の公開とともに、子どもたちの豊かな心を育むために学校、家庭及び地域社会ができることについて意見交換を行う。</p>
<p>篤志面接委員 (とくしめんせついいん)</p>	<p>法務省から委嘱を受けた、専門的な知識・経験を有する者で、受刑者や少年院在院者等の改善更生のために奉仕活動をする者。活動内容は悩みごとの相談や助言・教養や趣味に関する指導・薬物指導・交通安全指導・酒害指導など様々。</p>
<p>特別調整 (とくべつちようせい)</p>	<p>矯正施設及び保護観察所が他の機関と連携して、高齢者又は障害を有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに必要な介護・医療・年金等の福祉サービスを受けることができるようにする取組。</p>

用語	用語の意味
----	-------

は行

<p>八王子市更生保護 協力事業主会 (はちおうじしこうせいほご きょうりょくじぎょうぬしかい)</p>	<p>八王子市で活動する、協力雇用主の団体。</p>
<p>八王子しごと情報館 (はちおうじしごと じょうほうかん)</p>	<p>職業紹介や相談、求人検索ができる。八王子市・日野市の求人情報を、エリア別、フルタイム・パート別で閲覧できるほか、仕事の紹介や応募書類の書き方などのアドバイスを受けることができる。</p>
<p>八王子市青少年問題 協議会 (はちおうじしせいしょうねん もんだいきょうぎかい)</p>	<p>青少年の指導・育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立について調査・審議するとともに、関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、市長と関係行政機関に意見を述べるができる。</p>
<p>八王子市内三警察署 (はちおうじしない さんけいさつしょ)</p>	<p>八王子市内を管轄する八王子警察署・高尾警察署・南大沢警察署(南大沢警察署は、一部町田市内も管轄する)。</p>
<p>八王子若者サポート ステーション (はちおうじしわかもの さぽーとすてーしょん)</p>	<p>就労の意欲はあるが、働くことについて様々な悩みを抱えている無業の若者を対象に、様々な支援を通して、働きたい気持ちに寄り添い、就労に向けたサポートを行う。</p>
<p>八王子市若者総合相談 センター (はちおうじしわかもの そうごうそうだんせんたー)</p>	<p>進路や人間関係などに関する悩みや不安から、「こんなことをやってみたい」といった関心事まで、幅広く若者の思いを受け止め、一步を踏み出すきっかけや、やりたいことのヒントが得られるよう、若者一人ひとりに寄り添った相談支援やプログラム活動等の居場所を提供している。</p>
<p>八王子ダルク (はちおうじだるく)</p>	<p>「薬物依存症」から回復して社会復帰を目指す民間のリハビリ施設。通所型の施設で治療プログラムを日中に行うHonesty(オネスティ)と仲間やスタッフと共に暮らしながら生活リズムを整えるための入所型施設、ダルクホームなどからなる自立準備ホーム。</p>
<p>八王子地区更生保護 女性会 (はちおうじちくこうせい ほごじょせいかい)</p>	<p>八王子市内で活動する、更生保護女性会。</p>
<p>八王子地区保護司会 (はちおうじちくほごしかい)</p>	<p>八王子市内で活動する、保護司の会。</p>

用語	用語の意味
<p>はちおうじっ子 マイファイル (はちおうじっこ まいふぁいる)</p>	<p>子どもの個性を大切にし、誕生から自立に向けた就労期までの成長発達をサポートするためのファイル。 子どもの成長に関する情報を一つにまとめることにより、保護者と子どもに関わる関係機関が、事業の取組の中で活用し、切れ目ない支援につなげるもの。</p>
<p>八王子版ネウボラ (はちおうじばんねうぼら)</p>	<p>妊娠期からの切れ目のない子育て支援の仕組み。 孤立しがちな乳幼児期の子育てを、個々の事情に応じた相談や赤ちゃん訪問事業、乳幼児健診事業の機会を通じ、子ども家庭センターや地域の子育てひろば等の子育て支援サービス、医療機関、保育園、幼稚園、学校、さまざまな相談機関等と連携しながら寄り添い見守るもの。</p>
<p>八王子BBS会 (はちおうじ びーびーえすかい)</p>	<p>八王子市内の大学に在籍および市内・近郊居住の大学生と社会人で構成するBBS会。BBS会は、問題を抱える少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援し、犯罪や非行のない地域社会を目指す青年ボランティア団体。</p>
<p>母の会 (ははのかい)</p>	<p>母親の立場から広く社会公共の福祉に貢献するボランティア団体。各地で警察等と連携を取りながら青少年の健全育成や街頭補導・合同パトロールなどの非行防止活動、清掃活動や落書き消しなどの社会参加活動への支援、また子供と高齢者の事故防止活動などを行う。 市内では、八王子母の会・高尾母の会・南大沢母の会が活動する。</p>
<p>犯罪をした者等 (はんざいをしたものとう)</p>	<p>犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者をいう。</p>
<p>風俗犯 (ふうぞくはん)</p>	<p>刑法犯のうち、賭博・わいせつ（強制わいせつ・公然わいせつ・わいせつ物頒布等）の罪。</p>
<p>防犯協会 (ぼうはんきょうかい)</p>	<p>警察と一体となって、民間の立場から「犯罪のない明るいまちづくり」を推進するボランティア団体。 窃盗防止対策・少年非行防止対策・地域安全活動等、各地域・町の犯罪事情に応じ、自主的な防犯パトロールを実施している。各警察署単位で設置。 市内では、八王子防犯協会・高尾防犯協会・南大沢防犯協会が活動する。</p>
<p>防犯リーダー養成 講習会 (ぼうはんリーダー ようせいこうしゅうかい)</p>	<p>町会・自治会等の防犯パトロールを、より活発で効果的に活動できるようにするため、防犯に関する基礎知識を学び、防犯活動を広めるためのノウハウを習得する、地域の防犯活動のリーダーを養成する講習会。</p>

用語	用語の意味
保護司 (ほごし)	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティア。 保護観察対象者となった者へ保護観察(更生のための指導監督・補導援護)を行う。法務大臣から委嘱。

ま行

南多摩保護観察協会 (みなみたま ほごかんさつきょうかい)	八王子保護区、町田保護区、日野・多摩・稲城保護区内における保護司活動の援護を目的とし、更生保護女性会、BBS会、協力事業主会といった関係団体の活動も含め、非行や犯罪の防止と罪を犯した人の更生のための活動を支援する。
民間協力者 (みんかん きょうりょくしゃ)	再犯防止を担う民間ボランティアの総称。保護司・更生保護女性会・協力雇用主・BBS会・更生保護施設・篤志面接委員・教誨師・少年補導員・少年指導委員・少年警察協働委員など。
メディアリテラシー	メディアを主体的に読み解く能力・メディアにアクセスし、活用する能力・メディアを通じコミュニケーションする能力の3つの能力を構成要素とする、複合的な能力のこと。

や行

薬物事犯 (やくぶつじはん)	覚せい剤取締法違反・大麻取締法違反・麻薬等取締法違反・あへん取締法違反の罪。
薬物乱用防止推進 サポーター (やくぶつらんようぼうし すいしんさぽーたー)	薬防協(東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会)指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を行う、市民団体等から推薦されて市に登録されている者。

わ行

ワーデン【生活協力員】 (わーでん) 【せいかつきょうりょく いん】	市町村の委託により、高齢者集合住宅に居住し、高齢者集合住宅に居住している高齢者の安否確認、緊急時の対応、疾病等に対する一時的な介護、関係機関との連絡、各種情報の提供、その他日常生活上必要な援助を行う者。
---	---

第2次八王子市再犯防止推進計画

令和7年度～11年度
(2025年～2029年度)

編集：八王子市生活安全部防犯課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

TEL：042-620-7395

FAX：042-620-7322

E-mail：b219200@city.hachioji.tokyo.jp

あなたのみちを、
あるけるまち。

